第 2 章　大牟田市の保健福祉事業の概要

第１節　地域福祉

１　地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第４条、第107条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第２次の計画を平成２２年３月に策定した。計画期間は、平成２２年度から２６年度までである。

①第２次大牟田市地域福祉計画の推進

第２次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり ～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進 ～協働～」という３つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組むこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、①支え合いの啓発事業、②出張地域デビュー講座、③ボランティア活動の活性化、④災害時等要援護者支援制度、⑤コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、⑥小学校区別地域福祉計画の策定支援、の６事業を掲げている。

平成２４年度は「支え合いの啓発事業」の一環として、障害福祉サービス事業所等を通じ、障害者への周知と登録促進を行った。

また、地域福祉計画の進捗管理については、市民や社会福祉関係者、学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において事業の進捗状況や今後の計画等を報告し、委員から評価や助言を得ながら、今後の地域福祉推進の方向について協議を行った。

②災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：10,336人　平成２５年３月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

○「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成２５年３月末現在

・手鎌校区災害訓練実行委員会
・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
・安心安全まちづくり笹原校区協議会
・みなと校区運営協議会
・倉永校区まちづくり協議会
・天領校区まちづくり協議会
・玉川校区まちづくり協議会

・吉野校区総合まちづくり協議会

③大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成２１年度から開催されているものである。（平成２２年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。）

日時：平成２５年2月2日（土）
場所：大牟田文化会館小ホール
参加者数：約４００人

〔実施内容〕
副題「地域支えあい“絆”セミナー」
・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
・基調講演「自立した地域づくり～『やねだん』の取り組みから学ぶ～」（講師：豊重　哲郎氏）

2　社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

＜実　績＞

項目	金額（円）
大牟田市社会福祉協議会補助	32,471,782

3　民生委員・児童委員

(1) 民生委員･児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第１６条～第１８条の３）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2　県1/2程度

＜目的･事業内容＞

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助

を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第１６条第２項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数　　２９８人〔<内> 主任児童委員 ４４人〕
民生委員・児童委員の任期　　平成２２年１２月１日～平成２５年１１月３０日（3年間）

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実　績>

民生委員・児童委員の活動状況

区分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	663	1
	介護保険	395	15
	健康・保健医療	493	23
	子育て・母子保健	312	143
	子どもの地域生活	1,279	176
	子どもの教育・学校生活	674	328
	生活費	469	14
	年金・保険	109	0
	仕事	151	0
	家族関係	476	8
	住居	271	0
	生活環境	1,317	30
	日常的な支援	4,030	155
	その他	2,820	65
	計	13,459	958
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	6,997	56
	障害者に関すること	1,151	182
	子どもに関すること	2,565	660
	その他	2,746	60
	計	13,459	958
その他の活動件数	調査・実態把握	5,739	119
	行事・事業・会議への参加・協力	12,562	1,490
	地域福祉活動・自主活動	22,030	2,654
	民児協運営・研修	9,781	1,886
	証明事務	527	21
	要保護児童の発見の通告・仲介	237	15
訪問回数	訪問・連絡活動	72,656	1,254
	その他	55,323	1,135
連絡調整回数	委員相互	27,451	7,207

	その他の関係機関	12,066	1,233
活　動　日　数		55,132	6,867

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動状況について前年と比較すると、内容別相談件数では「生活環境」、「日常的な支援」、「地域福祉活動・自主活動」、「要保護児童の発見の通告・仲介」が増加している。

また、活動状況の内容別件数では、「高齢者に関すること」の割合が増加している。

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第８条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数　　１４人

民生委員推薦会委員の任期　　平成２２年7月１日～平成２５年6月３０日（3年間）

＜実　績＞

会議回数	3回	候補者推薦数	７人（内、主任児童委員０人）	退任者数	１１人

4　大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所 管 課	保健福祉総務課

＜目的･事業内容＞

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

＜実　績＞

運営状況　　（単位：千円）

２３年度末現在高	２４　年　度　中　増　減　額		２４年度末現在高
	積　立　金	取り崩し額	
３７８，７９５	２８９	７，１１４	３７１，９７０

※福祉振興基金への寄付金４件分２７６千円及び運用利子１３千円の積立てを行い、ソフト事業の財源として、７，１１４千円の取り崩しを行った。

第２節　高齢者福祉

１　長寿社会対策

平成２４年度は、平成２３年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」（平成２４～２６年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取り組んだ。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第２０条の８ 介護保険法第１１７条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内６部１２課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「大牟田市保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第４条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

＜目的・事業内容＞

地域介護・福祉空間整備計画（１７年度～１９年度）に基づき、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金も併せて積極的な整備促進を図ってきた。平成２４年度は、第５期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所１か所、認知症対応型共同生活介護事業所２か所、地域密着型特定施設入居者生活介護１か所の採択を行った。平成２５年３月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が３か所、認知症対応型通所介護事業所が９か所、小規模多機能型居宅介護事業所２４か所、認知症対応型共同生活介護事業所が１６か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が３か所、地域密着型介護老人福祉施設１か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成２４年度中にあらたに１か所が開設し、３月末現在で４０か所となった。

(3) 長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	―

＜目的・事業内容＞

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と　き	１０月２３日（火）
ところ	大牟田文化会館　小ホール
内　容	・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・「太鼓衆響」による和太鼓演奏 ・老人クラブ会員芸能競演大会

⑷ 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課

＜目的･事業内容＞

平成４年６月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制７５周年記念事業として制定し、同年７月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、１００歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

＜実　績＞

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
贈呈者数(人)	39	46	47

2　高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者（７５歳以上）の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者（６５歳～７４歳）を上回っている状況である。

そのような中、平成２４年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

⑴ 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第１１条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

＜実　績＞

①措置施設　　（平成２５年４月１日現在）

種　別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数(人)
養護老人ホーム	社福法	吉　野　園	大牟田市大字吉野	90	64
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	3

	〃	田　尻　苑　　他 6ヵ所	福岡市西区大字田尻　　他 6ヵ所		7
	公立	楠　寿　園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	松　濤　園	福岡市西区今津	150	1
	〃	延　寿　荘	玉名郡南関町大字上長田	50	1

②措置状況

区分＼年度			22	23	24
養護老人ホーム	市内	人 員(延 数)	873	861	808
		措置費(千 円)	135,479	135,520	127,843
	市外	人 員(延 数)	202	212	172
		措置費(千 円)	42,842	42,037	33,810
	合計	人 員(延 数)	1,075	1,037	980
		措置費(千 円)	178,321	177,557	161,653

(2) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやすらかな日常生活ができることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年　度	22	23	24
設置台数	34	31	30
運営費(千円)	1,092	864	814

※設置台数は、年度末の稼働台数

(3) 在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

本市に１年以上居住している大正１５年４月１日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成９年度から実施している。

＜実　績＞

区分＼年　度	22	23	24
給付人員	5	3	3
事業費（千円）	350	252	252

(4) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第１３条第２項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	22	23	24
クラブ数	66	61	60
会員数	2,806	2,463	2,290
助成費（千円）	3,494	3,246	3,206

(5) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

＜目的･事業内容＞

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成１４年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

①認知症コーディネーターの育成

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成１８年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区　分＼年　度	22 (7期生)	23 (8期生)	24 (9期生)	合計 (1期生～9期生)
認知症コーディネーター研修修了生(人)	8	10	9	85

②早期発見･相談支援･予防教室の拡充

もの忘れ相談医（かかりつけ医）や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ予防・相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア．もの忘れ予防・相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。平成２４年度は、地区公民館、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設や、地域の集会所、大型商業施設などを活用して開催した。

年　度 区　分	22	23	24
開催回数	2	18	20
受診者数	101	391	294

イ．もの忘れ予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延６ヵ所の介護予防拠点・地域交流施設において、３ヵ月間、週１回、１３回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

年　度 区　分	22	23	24
延べ開催場所数	10	6	6
教室参加者数	105	28	24

③地域認知症支援体制構築事業

ア．認知症コーディネーター養成研修修了生の活用方法の研究

これまで養成してきた認知症コーディネーター養成研修修了生は、認知症施策を進める上で貴重な地域資源となるとともに、認知症コーディネーターに期待される役割は今後ますます大きくなると考えられる。

そこで、認知症コーディネーター養成研修修了生を対象とするフォローアップ研修開催によるコーディネーターとして期待される役割の再確認や必要とされる人間観・介護観の醸成、そして、意見交換や事例検討を通じたコーディネーター修了生の積極的な活用のあり方の検討を行なった。

イ．地域認知症サポートチームの運営

平成２１年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期（ターミナル期）までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成２３年１０月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き定例カンファレンスの開催（月１回）ほか、随時相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設（週１回）などに取り組んだ。

ウ．認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人を在宅で介護している家族同士が励まし合い、目の前の現実にどう向き合っていくかをともに考える認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」を、大牟田市社会福祉協議会にて毎月１回定例会として実施した。

エ．若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」

若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる取り組みとして、若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」を平成２２年５月より毎月１回定例会として開催している。また、市内外の若年性認知症の当時者やサポーターによる交流や若年性認知症の普及啓発のため、平成２５年３月２４日には、「若年性認知症フレンドシップキャンペーン２０１３」を開催した。

④世代間交流･多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．認知症サポーター養成講座

平成１７年度から国が行う「認知症を知る１年」キャンペーンの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。

区　分＼年　度	22	23	24
市民向け養成講座(回)	37	34	29
職域別養成講座(回)	19	17	15

イ．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区　分＼年　度	22	23	24
小学校(校)	13	9	11
中学校(校)	7	6	10

ウ．徘徊ＳＯＳネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク」（事務局：大牟田警察署）と「はやめ南人情ネットワーク」（駛馬南校区）が連携し、平成１６年より実施していた「徘徊ＳＯＳネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成２２年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり（日程の都合により参加できなかった１校区は別日に実施）、模擬訓練の趣旨や認知症を通したまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施にあたっては、地域交流施設を事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などのさまざまな機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

区　分＼年　度	22	23	24
模擬訓練参加者（人）	898	1,865	1,717
当日のスタッフ（人）	343	142	151
訓練参加者合計（人）	1,241	2,007	1,868
徘徊役の人数（人）	80	1	47
徘徊役に声をかけた人数（人）	556	3	886
模擬訓練参加校区（校区数）	20	22	22
他都市からの視察（人）	131	115	147

エ．“人・心・まちづくり”地域ミーティング

地域認知症ケアコミュニティ推進事業としてこれまで取り組んできた認知症支援について、関係者

間の共通理解と情報共有の場として、また支援の成果と課題、今後目指していく方向性を明らかにするため、実施事業の意見交換を行った。なお、平成 24 年度は、認知症支援・徘徊捜索活動に取り組む有識者、地域関係者、介護サービス事業所職員及び帝京大学ボランティア等の参加によるタウンミーティングという形で、若年性認知症フレンドシップキャンペーンと同日に開催した。

開催日：平成２５年3月２４日（日）

第３節　介護保険

１　介護保険

平成１２年４月の介護保険制度施行から１２年を経過し、平成２４年度は第５期介護保険事業計画の最初の年度に当たる。第４期計画期間中は、要介護等認定者数の急激な増加に伴い、介護給付費は約 6%の大幅な伸びとなったことから、第５期計画では、本市第１号被保険者保険料基準額を従前の 3,890 円から 5,480 円と大幅に上げざるを得なかった。そのため、第５期計画では、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、利用者本人の自立支援の視点のもと、適切な介護保険サービスの利用や介護予防の推進に努めていくこととしている。

⑴ 介護保険法

＜目的･事業内容＞

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

＜対象者＞

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

＜第1号被保険者数の推移＞

第１号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成１５年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。

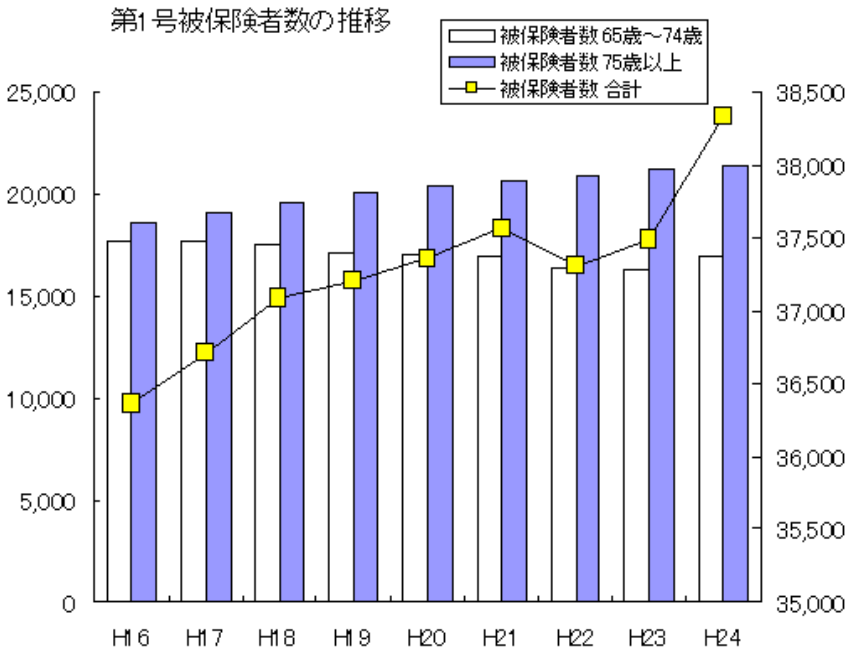

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
65歳～74歳	17,705	17,665	17,539	17,158	17,027	16,929	16,364	16,331	16,922
75歳以上	18,652	19,050	19,554	20,048	20,325	20,643	20,937	21,160	21,405
65歳以上	36,357	36,715	37,093	37,206	37,354	37,572	37,301	37,491	38,327

（各年度３月末現在）

<実　績>

①　第１号被保険者の介護保険料の収入状況（平成２４年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（%）
特別徴収	1,904,807,510	1,904,807,510	2,062,520	100%
普通徴収	256,268,410	222,521,500	217,420	86.83%
合　　計	2,161,075,920	2,127,329,010	2,279,940	98.44%

※　収入済額には還付未済額を含まない。

②要介護認定実施状況

年　度	22	23	24
申 請 数	7,754	7,852	8,151
審査会開催回数	205/年	212/年	207/年

※平成２４年度の認定申請件数は、新規１，９８９件、更新５，３４９件、区分変更７６７件、転入４６件を合わせて８，１５１件あり、月平均約６７９件の申請があった。

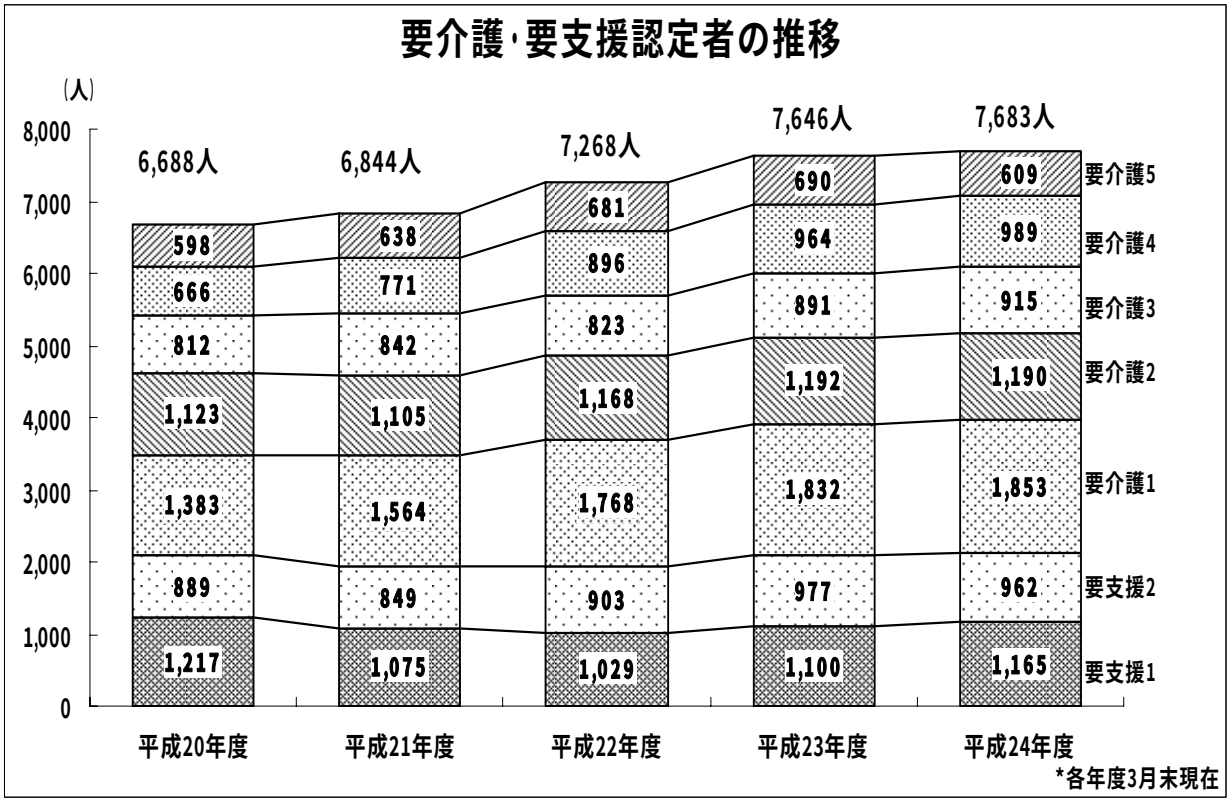

平成１８年度の介護保険制度改正により、「要支援１」「要支援２」という新たな区分が設けられ、これまでの６段階の区分から７段階となった。これまでの「要介護１相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護１」か「要支援２」の判定を行った。

平成１９年度～平成２４年度の認定者数（第２号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援１・２、要介護１の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	（施設サービス） 国 20/100　県 17.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100 （施設以外のサービス） 国 25/100　県 12.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に図っている。

（平成２４年４月審査～平成２５年３月審査分　計）

	件数		給付費（千円）
訪問介護	回/年	206,495	797,979
訪問入浴介護	回/年	1,784	20,293
訪問看護	回/年	19,465	134,710
訪問リハビリテーション	日/年	8,178	42,660
通所介護	回/年	153,510	1,104,567
通所リハビリテーション	回/年	112,482	871,700
福祉用具貸与	人	16,213	179,766
短期入所生活介護	日/年	31,820	256,266
短期入所療養介護	日/年	8,045	86,134
居宅療養管理指導	人	6,320	50,905
特定施設入居者生活介護	人	2,187	398,105
居宅介護支援	人	32,364	425,377
福祉用具購入	人	435	13,863
住宅改修	人	400	36,848
居宅サービス計	―	―	4,419,172
介護予防訪問介護	人	12,212	248,413
介護予防訪問入浴介護	回/年	1	8
介護予防訪問看護	回/年	3,688	23,260
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	3,448	16,742
介護予防通所介護	人	6,385	198,091
介護予防通所リハビリテーション	人	3,809	143,224
介護予防福祉用具貸与	人	4,640	31,174
介護予防短期入所生活介護	日/年	608	3,716
介護予防短期入所療養介護	日/年	104	440
介護予防居宅療養管理指導	人	537	4,451
介護予防特定施設入居者生活介護	人	186	13,752
介護予防支援	人	19,931	84,496
介護予防福祉用具購入	人	263	6,650
介護予防住宅改修	人	339	33,070
介護予防サービス計	―	―	807,486
夜間対応型訪問介護	人	12	309
認知症対応型通所介護	回/年	16,146	139,049
小規模多機能型居宅介護	人	4,112	715,564
認知症対応型共同生活介護	人	2,533	610,669
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	592	105,285

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	240	62,996
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	393	2,728
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	546	31,042
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	7	1,266
地域密着型サービス計	**ー**	ー	1,668,910
介護老人福祉施設	人	5,362	1,273,017
介護老人保健施設	人	6,895	1,763,035
介護療養型医療施設	人	3,182	1,117,704
施設サービス計	**ー**	15,363	4,153,755
特定入所者介護サービス費	ー	ー	256,064
高額介護サービス費	ー	ー	425,888
高額医療合算介護サービス費	ー	ー	30,986
審査支払手数料	件/年	178,003	8,900
総計	**ー**	-	11,771,161

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

(2) 介護保険円滑化特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4　市1/4

＜目的･事業概要＞

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

＜実　績＞

区分／年度	実施法人数	事業対象者数（人）	補助額（千円）				事務費（千円）	事業費合計（千円）
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
22	6	11	10	0	0	0	2	12
23	6	11	11	0	0	0	2	13
24	6	12	10	0	0	0	1	11

(3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４６	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100　県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

＜目的･事業概要＞

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成 18 年 4 月に 4 カ所の地域包括支援センターを設置した。平成 24 年 10 月からは 2 カ所増設し、6 包括体制で運営を行っている。地域包括支援センターの主な業務は、総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	ＴＥＬ ＦＡＸ	担当校区 （9 月まで）	担当校区 （10 月より）
中央地区地域包括支援センター （旧中央地域包括支援センター）	有明町 2 丁目 3 大牟田市役所内	41－2676 41－2662	大牟田、大正、上官、平原、 白川、中友	左記と同じ
手鎌地区地域包括支援センター （旧北部地域包括支援センター）	大字手鎌 1300－42 手鎌地区公民館内	59－6020 59－6021	手鎌、明治、吉野、 上内、倉永	手鎌、明治
三池地区地域包括支援センター （旧東部地域包括支援センター）	大字三池 629―2 三池地区公民館内	41－5506 41－5507	三池、銀水、 羽山台、高取	左記と同じ
駛馬・勝立地区地域包括支援センター （旧南部地域包括支援センター）	馬込町 1 丁目 20－1 駛馬地区公民館内	41－2020 41－2021	みなと、天領、 駛馬北、駛馬南、 笹原、天道、玉川	駛馬北 駛馬南、笹原 天道、玉川
三川地区地域包括支援センター （　新　設　）	上屋敷町 1 丁目 12-3 三川地区公民館内	41-5298 41-5299		みなと、天領
吉野地区地域包括支援センター （　新　設　）	大字吉野 870-4 ※吉野地区公民館準備期間中の仮設	41-6025 41-6026		吉野、上内 倉永

※平成 25 年 4 月 1 日より、笹原、天道校区は、天の原校区。

①総合相談支援･権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談について下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

また、成年後見申立件数の増加等に伴い、弁護士等の専門職をはじめとする後見人の担い手不足が想定されるなか、市民後見人を養成する必要性から、これまでの市民後見人実務養成講座修了生を対象に「市民後見人フォローアップ研修」を開催するなど、引き続き人材育成の取り組みも行っている。

＜実　績＞

地域包括支援センターの相談件数

（H24 年 4 月～9 月分）　　（単位：件）

	中央	北部	東部	南部	総計
介護保険	69	55	67	92	283
認知症	39	31	35	31	136
医療・疾病	27	10	21	19	77
権利擁護・虐待	12	13	6	19	50
施設	15	8	3	14	40
障害福祉	4	2	1	11	18
CM 支援	16	3	1	14	34
予防	3	21	13	10	47
生活全般	13	4	14	9	40
その他	26	11	5	15	57
計	224	158	166	234	782

（H24 年 10 月～H25 年 3 月分）　　（単位：件）

	中央（旧中央）	手鎌（旧北部）	三池（旧東部）	駛馬・勝立（旧南部）	三川（新設）	吉野（新設）	総計
介護保険	100	39	87	80	18	66	390
認知症	60	18	34	29	12	27	180
医療・疾病	46	6	42	18	2	33	147
権利擁護・虐待	21	8	15	14	1	8	67
施　設	4	4	10	5	1	3	27
障害福祉	10	2	3	12	2	4	33
CM支援	16	23	32	38	26	7	142
予　防	18	21	74	30	16	10	169
生活全般	22	3	10	13	7	33	88
その他	8	18	14	13	12	9	74
計	305	142	321	252	97	200	1,317

虐待に対する対応

虐待の通報〈届出〉件数	40 件
うち虐待として対応した件数	34 件
うちやむを得ない措置	0 件
緊急保護	9 件

虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	22 件
介護・世話の放棄・放任	5 件
心理的虐待	18 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	12 件

成年後見制度市長申立て

申立て済	4 件
後見等開始	4 件

②包括的･継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅サービスと施設の連携など、「地域包括ケア」を確立することが重要である。そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠であり、平成 24 年度も大牟田市介護支援専門員連絡協議会との連携により、共通研修（フォローアップ全体研修)、基礎研修、熟達研修中級編（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。

そのほか、市、介護支援連絡協議会と連携して、24 年 11 月～25 年 3 月の間、協議会より推薦された主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、長寿社会推進課の担当者によるケアマネジメントサポートチームを編成し、26 カ所(計 49 回)の事業所を訪問し、145 件の相談ケースに対応した。この事業は、短期間で成果が期待できるものではないため、継続事業と位置づけ取り組んでいく必要がある。

③介護予防ケアマネジメント

予防給付（要支援１・２プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援１・２と認定された人に対しての介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護予防・相談センターと一体となって事業の推進を図った。

要支援１・２プラン作成件数

（H24 年 4～9 月分）　（単位：件）

			中央	北部	東部	南部	合計件数
委託	居宅	新規	61	50	60	51	222
		初回	0	0	5	3	8
		継続	960	816	1,098	1,099	3,973
直営	包括	新規	15	7	22	4	48
		初回	2	3	3	1	9
		継続	463	328	448	249	1,488
	サブセンター	新規	33	44	19	42	138
		初回	2	4	4	6	16
		継続	987	899	813	1,367	4,066
合計			2,523	2,151	2,472	2,822	9,968

（H24 年 10 月～H25 年 3 月分）　（単位：件）

			中央（旧中央）	手鎌（旧北部）	三池（旧東部）	駿馬・勝立（旧南部）	三川（新設）	吉野（新設）	合計件数
委託	居宅	新規	59	13	41	26	0	3	142
		初回	16	2	5	0	21	15	59
		継続	1,003	315	1,066	543	684	537	4,148
直営	包括	新規	8	4	6	3	0	3	24
		初回	3	0	6	0	1	5	15
		継続	745	74	470	127	121	168	1,705
	サブセンター	新規	31	23	46	19	0	11	130
		初回	11	4	7	3	11	5	41
		継続	706	492	842	840	430	549	3,859
合計			2,582	927	2,489	1,561	1,268	1296	10,123

④大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成 17 年 9 月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされている

かについて確認を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	22	23	24
開催回数	4	6	5

平成24年度開催状況

	期　　日	内　　容
第１回	H24年 4月23日	委嘱状交付　ほか
第２回	H24年5月31日	平成23年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について　ほか
第３回	H24年9月27日	大牟田市地域包括支援センターの運営について　ほか
第４回	H24年12月27日	6包括支援センターにおける平成24年度事業計画（案）について　ほか
第５回	H25年3月26日	平成25年度地域包括支援センター事業計画（案）について　ほか

(4) 介護予防･相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４６	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100　県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

＜目的･事業概要＞

地域包括支援センターと介護予防・相談センターは、お互いに連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

介護予防・相談センター設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区 (9月まで)	担当校区 (10月から)
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3	上官・平原	上官・白川・平原 大牟田・大正・中友
大牟田医師会	不知火町2丁目144番地	大牟田・大正	
済生会大牟田	田隈810番地	白川・中友	高取・三池 羽山台・銀水
サン久福木	久福木894番地	銀水・羽山台	
延寿苑	歴木1807番地1291	三池・高取	
天光園	橘1494番地1	吉野・上内・倉永	左記と同じ
こもれび	中町1丁目4-1	明治・手鎌	左記と同じ
美さと	南船津町1丁目10番地	みなと	みなと・天領

サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・天領	駛馬南・駛馬北 笹原・天道・玉川
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川	

※平成 25 年 4 月１日より、笹原、天道校区は、天の原校区。

（5）介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４５	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	（介護予防事業） 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 （任意事業） 国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

＜目的･事業概要＞

平成１８年４月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業（二次予防事業対象者（いきいきシニア）向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

①-1 介護予防事業（二次予防事業対象者（いきいきシニア）向け事業）

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを３ヵ月間（２５回シリーズ）にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	193	194	70
事業費（千円）	16,792	15,045	5,586

イ．歯にかみ教室（口腔機能向上）事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを４ヵ月間にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	114	43	28
事業費（千円）	4,574	1,977	1,500

ウ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。【平成24年7月末で廃止。】

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	122	125	89
事業費（千円）	8,339	8,012	1,677

エ．事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組ん

でいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を３ヵ月にわたり実施した。【平成24年度より新設】

区　分＼年　度	24
延　利　用　者　数	15
事業費（千円）	310

オ．温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。【平成24年度より新設】

区　分＼年　度	24
延　利　用　者　数	33
事業費（千円）	1,164

カ．もの忘れ予防通所事業

認知症予防及び進行遅延のための指導を３ヵ月にわたり実施した。【平成23年度までは認知症コミュニティ事業として実施】

区　分＼年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	22	28	11
事業費（千円）	2,860	1,544	495

キ．生活応援隊派遣事業

平成23年度までは、生活管理指導員派遣事業として、在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理指導員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行ったが、H24年度からは高齢者が自立した日常生活を送れるようになるために、生活応援隊員（ヘルパー）が生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

区　分＼年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	47	52	45
事業費（千円）	2,259	2,577	1,232

①-2　介護予防強化推進事業

平成２４年度の下半期は、二次予防事業対象者向け事業を国のモデル事業である介護予防強化推進事業へ移行し実施した。

介護予防強化推進事業では、要介護２以下の認定者ならびに認定を持たない６５歳以上の高齢者を対象に、予防サービスや生活支援サービスのニーズの把握と、利用者の評価と分析、また、地域資源を活用した支援メニューの開発などを行った。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを３ヵ月間（２５回シリーズ）にわたり実施した。

区　分＼年　度	24
延　利　用　者　数	29
事業費（千円）	2,241

イ．歯にかみ教室（口腔機能向上）事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを４ヵ月間にわたり実施した。

年　度 区　分	24
延　利　用　者　数	6
事業費（千円）	375

ウ．事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組んでいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を３ヵ月にわたり実施した。

年　度 区　分	24
延　利　用　者　数	28
事業費（千円）	783

エ．温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。

年　度 区　分	24
延　利　用　者　数	34
事業費（千円）	1,283

オ．買い物通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、自分で選んで買い物を行いつつ、介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。

年　度 区　分	24
延　利　用　者　数	2
事業費（千円）	506

エ．もの忘れ予防通所事業

認知症予防及び進行遅延のための指導を３ヵ月にわたり実施した。

年　度 区　分	24
延　利　用　者　数	13
事業費（千円）	542

カ．生活応援隊派遣事業

高齢者が自立した日常生活を送れるようになるために、生活応援隊員（ヘルパー）が生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

年　度 区　分	24

延　利　用　者　数	9
事業費（千円）	468

②介護予防事業（一次予防事業対象者（一般高齢者）向け事業）

６５歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を３ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。平成１６年度より養成している。

区　分＼年　度	22	23	24
養　成　者　数	8	8	3
事業費（千円）	247	126	126

イ．よかば～い体操普及事業

＜巡回教室・体験教室＞

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区　分＼年　度	23		24	
	巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延　実　施　回　数	410	842	440	885
延　利　用　者　数	4,564	8,392	4,956	9,210
事業費（千円）	5,917	8,121	3,809	6,373

＜指導者養成事業＞

地域交流施設や地域の団体等で「よかば～い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区　分＼年　度	22	23	24
養　成　者　数	50	18	15
事業費（千円）	264	156	132

ウ．歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図った。平成２１年度より１回教室、平成２３年度より３回教室を実施した。

区　分＼年　度	23		24	
	１回教室	3回教室	１回教室	３回教室
延　実　施　回　数	19	13	35	13
延　利　用　者　数	323	427	624	367
事業費（千円）	825		899	

エ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区　分＼年　度	22	23	24
事業費（千円）	3,590	3,631	3,630

③任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

ひとり暮らしの人や高齢者世帯のみの世帯の人で、心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合せて実施した。

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
延　利　用　者　数	293	301	235
総　配　食　数	39,809	35,099	30,289
事業費（千円）	5,971	5,265	4,543

イ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判段能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
市　長　申　立　件　数	9	6	4
事業費（千円）	614	474	1183

ウ．介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。平成７年２月から実施している。
平成１８年度から市町村特別給付事業として実施してきたが、平成２４年度からは、任意事業として実施している。

区　分 ＼ 年　度	22	23	24
利　用　実　人　員	621	617	511
事業費（千円）	11,567	12,483	7,244

エ．緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

区分 ＼ 年　度	22	23	24
設置台数	485	466	441
事業費(千円)	12,059	11,201	10,058

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ．あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成２４年度より実施している。

区分 ＼ 年　度	24
設置台数	40
事業費(千円)	923

※設置台数は、年度末の稼働台数

(6) 介護費用適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第２３条	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10
	②ケアマネジメントサポート事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100
	③介護保険法２３条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100

＜目的･事業概要＞

①地域密着型サービス事業所への実地指導及び福岡県（県南保健福祉環境事務所）が行う実地指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、不適正な介護サービスの提供となっていないかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

②主任介護支援専門員、地域包括支援センター、市（保険者）で構成するサポートチームが居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える困難事例に対して、助言・指導、さらには地域における社会資源の活用など専門的な視点で提案を行い、よりよいケアの提供とともに介護給付の適正化を推進する。

③介護保険のサービスを利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。

(7) 制度の適正運営等の取組み（あんしん介護創造事業）

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

＜目的･事業概要＞

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

(8) 大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第１号被保険者)

＜目的･事業内容＞

大牟田市では、平成１２年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を３年ごとに見直すことにより、事業運営期間（３年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第４期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成２３年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より２億円を借り入れた。しかし、実際には介護給付費の伸びが当初の見込みを下回ったことから、平成２３年度末時点の基金残高は１億２，４７４万円となっている。この借入金については、第５期計画期間中に返済することとなっている。

平成２４年度の基金異動額としては、第１号被保険者保険料財源不足分として３，７１３千円を基金より取り崩した。

＜実　績＞

平成２４年度の基金異動額　（単位：円）

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
127,743,393	70,175	3,713,819	124,099,749

※各年度における額は出納期間を含む。

(9) 制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』の作成、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

＜出前講座実績＞

講　座　名 ＼ 年　度	22	23	24
防ごう！高齢者虐待～こんなとき、どうする？～	1	1	0
口から始める健康づくり～お口の介護予防しませんか～	0	3	5
よかば～い体操で健康に！介護予防でぴんぴん・しゃんしゃん	4	3	7
地域密着型サービスで安心の生活を	3	0	0
頼りになります！地域包括支援センター	3	0	1
本市の介護保険～高齢者のくらしを応援します！～	4	5	2
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～	1	1	1
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～	4	7	2
小規模な高齢者福祉施設の見学	1	0	0
元気で長生きするために～生涯学習と介護予防～	―	2	2
体と脳の元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～	―	―	9

(10) 相談･苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(11) 情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健･医療･福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援１・2）作成のための情報開示は、地域包括支援センターで対応している。

<実　績>

年　度	対　象	内　　訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
22	個　人	18	12	11
	事業者	3,380	3,264	1,204
23	個　人	23	19	14
	事業者	3,529	3,434	159
24	個　人	39	12	20
	事業者	3,578	2,934	0

※事業所への審査判定の経過及び結果の開示は、H23年6月から廃止

第４節　児童福祉・母子保健

1　次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

＜計画の期間＞

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間（平成 21 年度見直し）

＜実　績＞

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基き、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2　子育て支援事業

(1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 小学校就学前の乳幼児
- 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 生計維持者の前年の所得が児童手当法施行令に定める額を超えていない者（３歳以上の幼児）

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
国 保	対象者	1,282	1,109	1,074	1,047	1,119
	件数	12,712	17,121	17,401	18,148	17,794
	金額(千円)	29,465	36,306	41,399	45,022	41,570
社 保	対象者	4,754	4,930	4,891	4,913	4,896
	件数	50,085	70,402	73,509	78,317	77,704

	金額(千円)	116,081	149,816	164,271	173,434	173,796
計	対象者	6,036	6,039	5,965	5,960	6,015
	件数	62,797	87,523	90,910	96,465	95,498
	金額(千円)	145,546	186,122	205,670	218,456	215,366

※平成１９年１月から３歳未満は原則として自己負担なしとする
※平成２０年１０月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

(2) 旧児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者　国8/10,県1/10,市1/10 非被用者　国1/3 県1/3,市1/3 特例給付　国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3 県1/3,市1/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者
- 市内に住所を有する者
- 小学校修了前児童（平成１８年４月から）を養育している父母等
- その者の前年の所得額が制限額未満であること

＜支 給 額＞

区分		月額
３歳未満		10,000 円
３歳以上	第１子分	5,000 円
	第２子分	5,000 円
	第３子以降分	10,000 円

※１９年４月から、３歳未満児童は一律１０，０００円支給。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22
被 用 者	受給人員(延数)	21,784	21,966	3,586
	支 給 額(千円)	217,840	219,660	35,860
非被用者	受給人員(延数)	7,530	7,550	1,313
	支 給 額(千円)	75,300	75,500	13,130
特例給付	受給人員(延数)	332	219	24
	支 給 額(千円)	3,320	2,190	240
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	72,708	71,195	12,481
	支 給 額(千円)	412,925	404,025	70,905
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	28,080	27,439	4,993
	支 給 額(千円)	162,790	158,800	28,845
計	受給人員(延数)	130,434	128,369	22,397
	支 給 額(千円)	872,175	860,175	148,980

※平成２２年度については、子ども手当の創設により、２２年２・３月分の２ヶ月分の支給となっている。（６月支給）

(3) 子ども手当給付

<table>
<tr><th>根拠法令等</th><th>子ども手当法</th><th>所管課</th><th>児童家庭課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">申請窓口</td><td rowspan="2">児童家庭課子育て支援担当</td><td>負担割合
H22.4月～
H23.9月分
※H23.4 月からつなぎ法</td><td>・0歳～3歳未満（被用者）
国11/13,県1/13,市1/13
・0歳～3歳未満（非被用者）
国19/39,県10/39,市10/39
・3歳～小学校修了前（第1子,第2子）
国29/39,県5/39,市5/39
・3歳～小学校修了前（第3子）
国19/39,県10/39,市10/39
・中学生
国10/10</td></tr>
<tr><td>負担割合
（特措法）
H23.10月～
H24.3月分</td><td>・0歳～3歳未満（被用者）
国13/15,県1/15,市1/15
・0歳～3歳未満（非被用者）
国5/9,県2/9,市2/9
・3歳～小学校修了前（第1子,第2子）
国4/6,県1/6,市1/6
・3歳～小学校修了前（第3子）
国5/9,県2/9,市2/9
・中学生
国10/10
・特定施設入所等子ども
国10/10</td></tr>
</table>

＜目的･事業内容＞

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 中学校修了前児童（平成２２年４月から）を養育している父母等

＜支給額＞

平成２２年４月から一律１３，０００円支給（Ｈ２３.９月分まで）

平成２３年１０月～

子どもの年齢	子ども手当月額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円 （第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

＜実 績＞

区分		年度	22	23	24 つなぎ法	24 特措法（施設分含む）	24 計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	23,232	0	3,980	3,980
		支 給 額(千円)	243,893	317,500	0	59,700	59,700
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	7,133	0	1,256	1,256
		支 給 額(千円)	80,509	97,375	0	18,840	18,840
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	62,568	74,227	16	13,471	13,487
		支 給 額(千円)	813,384	907,355	208	144,335	144,543
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	26,368	60	4,532	4,592
		支 給 額(千円)	296,257	324,000	780	48,830	49,610
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,929	26,167	0	4,602	4,602
		支 給 額(千円)	285,077	313,642	0	46,020	46,020
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	10,222	12	1,747	1,759
		支 給 額(千円)	114,816	123,541	156	17,470	17,626
計		受給人員(延数)	141,072	167,349	88	29,588	29,676
		支 給 額(千円)	1,833,936	2,083,413	1,144	335,195	336,339

※平成２４年度については、児童手当への移行により、２４年２・３月分の２ヶ月分の支給となっている。（６月支給）

(4) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	・0歳～3歳未満（被用者） 国37/45,県4/45,市4/45 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国4/6,県1/6,市1/6 ・3歳～小学校修了前 国4/6,県1/6,市1/6 ・中学生 国4/6,県1/6,市1/6 ・所得制限超過者 国4/6,県1/6,市1/6

＜目的･事業内容＞

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 中学校修了前児童を養育している父母等

＜支給額＞

児童の年齢	児童手当月額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円 （第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

<実 績>

区分 ＼ 年度			24			
			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,905	285	0	19,190
		支 給 額(千円)	283,575	1,425	0	285,000
	非被用者	受給人員(延数)	5,546	18	146	5,710
		支 給 額(千円)	83,190	90	2,190	85,470
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	59,689	1,554	13	61,256
		支 給 額(千円)	639,980	7,770	130	647,880
	非被用者	受給人員(延数)	19,800	302	299	20,401
		支 給 額(千円)	213,540	1,510	2,990	218,040
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,207	918	0	22,125
		支 給 額(千円)	212,070	4,590	0	216,660
	非被用者	受給人員(延数)	7,588	160	234	7,982
		支 給 額(千円)	75,880	800	2,340	79,020
計		受給人員(延数)	132,735	3,237	692	136,664
		支 給 額(千円)	1,508,235	16,185	7,650	1,532,070

※平成２４年度については、子ども手当からの移行により、２４年４月分から２５年１月分までの１０ヶ月分の支給となっている。

(5) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的･事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- 父または母と生計を同じくしていない、１８歳未満の児童、又は２０歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- 公的年金を受けていないこと

<支 給 額>

区　　分	全額支給	一部支給
１人目	41,430 円	41,420 円～9,780 円
２人目	5,000 円加算	
３人目以降	3,000 円加算	

※平成２４年４月現在支給額

<実　績>

年度		20	21	22	23	24	原因別			
新法	件　数	1,627	1,624	1,691	1,682	1,661	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額（千円）	772,948	752,676	759,353	787,356	769,468	1,494	2	12	153

※平成２２年８月から父子家庭も対象となった。

(6) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条･第38条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
措 置	世 帯 数	(9) 111	(9) 106	(7) 84	(7) 83	(6) 71
	人　　員	(21) 248	(20) 236	(16) 192	(18) 217	(18) 217
措 置 費 (千円)		21,306	20,900	22,429	25,529	18,191

※(　)は月平均

※市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

(7) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞　　平成２２年４月１日設置

名　　称	大牟田市立病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町２丁目19-１
定　　員	１　名

※市が設置していた助産施設については、平成２２年４月１日付で廃止

(8) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

＜実　績＞

①内容別相談受付人数

相談内容＼年度		20	21	22	23	24
養護相談	児童虐待	52	78	98	103	84
	その他	33	42	62	80	49
保健相談		0	0	0	3	2
障害相談		9	3	6	8	6

非行相談		0	7	4	2	4
育成相談	不登校	16	15	29	42	23
	その他	16	16	20	15	4
その他の相談		8	7	32	27	60
合　計		134	168	251	280	232

②年齢別相談受付人数

年度 年齢区分	20	21	22	23	24
未就学児（０～３歳）	36	37	81	87	76
（４～６歳）	16	38	48	46	42
小学校低学年（１～３年生）	27	34	40	44	37
高学年（４～６年生）	28	17	33	34	37
中学生　(12～15 歳)	23	29	40	53	30
～18 歳	4	13	9	16	10
合　計	134	168	251	280	232

(9) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

＜構成機関＞

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

3　母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条･第14条･第32条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況（決定分）＞

資金名		貸付限度額（千円）	利息	20年度貸付状況		21年度貸付状況		22年度貸付状況		23年度貸付状況		24年度貸付状況	
				件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
事業開始資金		2,830	無利子（1.5%）										
事業継続資金		1,420	無利子（1.5%）										
修学資金	高校	公立18 私立30	無利子	5	4,968			1	648	1	720	1	828
	高等専門学校	公立21 私立32	無利子	1	1,080								
	大学	公立45 私立54	無利子										
	その他	公立45 私立53	無利子			1	720	2	2,976	2	2,280		
修業資金		68 (460)	無利子			1	1,560						
就学支度資金		高校等150 大学等370	無利子	7	2,595	5	1,405	1	580	6	1,150	1	160
住宅資金		1,500 (特別2,000)	無利子（1.5%）										
就職支度資金		100 (220)	無利子（1.5%）										
技能習得資金		68 (460)	無利子（1.5%）	4	4,308							1	1,080
生活資金		141 103	無利子（1.5%）	4	5,624							1	1,080
結婚資金		300	無利子（1.5%）	1	260								
転宅資金		260	無利子（1.5%）			1	230						
合　計				22	18,835	8	3,915	4	4,204	9	4,150	4	3,148

※貸付限度額は、平成２２年４月１日現在
※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合
※技能習得資金の（　）金額は、自動車運転免許の場合
※就職支度資金の（　）金額は、自動車購入の場合
※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

＜目的･事業内容＞

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
国保	対象者	2,241	2,056	1,515	1,451	1,542
	件数	39,166	27,435	20,233	14,149	14,410
	金額(千円)	128,622	93,742	64,753	51,344	50,244
後期	対象者	0	1	1	0	0
	件数	0	1	6	-1	0
	金額(千円)	0	1	9	-4	0
社保	対象者	1,985	2,070	2,094	2,124	2,007
	件数	22,778	18,737	19,217	18,813	18,749
	金額(千円)	65,938	57,394	59,638	54,699	55,534
計	対象者	4,226	4,127	3,610	3,575	3,549
	件数	61,944	46,173	39,456	32,961	33,159
	金額(千円)	194,560	151,137	124,400	106,039	105,778

※平成２０年１０月から対象者を父子家庭まで拡大

※平成２０年９月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成２２年９月末まで経過措置）

(4) 高等職業訓練促進等給付金事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進等給付金要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/2　県1/4　市1/4 (ただし、一部別割合あり)

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成１７年度から実施したもの。

平成２１年３月から支給対象期間の延長が図られた。（最長１２か月⇒最長１８か月）

平成２１年６月から支給対象枠の拡張が図られた。（修業期間の後半１/２⇒修業期間の全期間。ただし、平成２４年度に入学した者は支給上限が３年となる。）

＜対象資格＞

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
准看護師	3	19	14	17	17
看護師	2	3	4	2	2
介護福祉士	0	0	0	0	1
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	1	1	0	0	0
作業療法士	0	0	0	1	1
給付者合計	6	23	18	20	21
事業費　（千円）	5,047	27,121	25,030	28,173	27,809
給付者のうち卒業者数　（人）	5	12	9	8	13
給付者のうち資格取得者　（人）	5	11	9	8	13
給付者のうち就職者　（人）	5	10	9	7	12

(5) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第29条 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4　市1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成２４年度から実施。

＜対象講座＞

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座

＜実　績＞

区分＼年度	24
対象講座の指定　（件）	1
給付金の支給　（件）	0
事業費　（千円）	0

4　保育事業

(1) 公立保育所管理運営･私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2　県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

＜実　績＞

区分	年度	20	21	22	23	24
	保育所数	22	22	22	22	23
	定員	2,240	2,230	2,210	2,220	2,270
	公立 私立	170 2,070	170 2,060	170 2,040	170 2,050	80 2,190
公立	人員	(164) 1,968	(149) 1,784	(171) 2,054	169 2,029	(87) 1,042
私立	人員	(2,131) 25,575	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962	(2,248) 26,979
	委託費（千円)	1,767,770	1,744,422	1,728,567	1,796,705	1,933,316
管外	人員	(64) 762	(47) 569	(45) 542	(42) 504	(34) 411
	委託費（千円)	53,541	35,307	37,743	35,441	31,002
合計	人員	(2,359) 28,305	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495	(2,369) 28,432
	委託費（千円)	1,821,311	1,779,729	1,766,310	1,832,146	1,964,318

※（　）は月平均
※平成 24 年 4 月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

(2) 養護児 (障害児) 保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分) 国 1/3　県 1/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

＜保育所実績＞

区分 ＼ 年度		20	21	22	23	24
保育所養護児(障害児)保育	実施施設数	11	11	6	6	9
	児童数	18	22	16	15	19
	事業費（千円)	11,099	10,219	5,962	5,665	21,057

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成１５年４月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。（養護児保育審査会報酬も含む。）

＜学童実績＞

区分 ＼ 年度		20	21	22	23	24
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	7	7	5	5	7
	児童数	9	12	11	11	10
	事業費（千円)	7,305	7,782	6,035	5,955	8,291

(3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/2 市1/2相当

※平成22年度より交付金化のため、国1/2市1/2相当

＜目的･事業内容＞

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的･肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
実施施設数	7	5	4	4	5
児童数	(40) 3,320	(27) 1,637	(21) 990	(22) 1,037	(24) 1,422
事業費（千円)	5,670	2,970	4,200	4,200	5,780

※(　)は、１か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

※平成２２年度より補助金化のため国1/3県1/3市1/3

＜目的･事業内容＞

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
実施施設数	6	6	5	6	5
児童数(月平均)	184	176	153	181	146
事業費（千円)	8,200	8,400	7,000	8,010	6,675

※児童数(月平均）は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(5) 休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口 実施場所	天領保育所	負担割合	国１/３　県１/３ 市1/3

＜目的･事業内容＞

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労より家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

＜対象者＞

次のすべてに該当する者

・大牟田市内在住で市内の認可保育所に通所している児童

・休日に就労のため保育できない世帯の児童

・健康で集団保育が可能な児童

＜実　績＞

区分＼年度	24
登録数	17
利用者数	14
事業費（千円）	272

※平成２４年６月より預かり開始

(6) つどいの広場･子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場（フレンズピアおおむた２階）	負担割合	国1/2 市1/2 相当

※平成22年度より交付金化のため、国 1/2 市 1/2 相当

＜目的･事業内容＞

おおむね３歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の２階において平成１８年１０月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成１９年４月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成２２年４月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
登録組数（組）	(53) 633	(54) 645	(57) 682	(55) 654	(45) 537
利用組数（組）	(361) 4,331	(356) 4,275	(377) 4,524	(294) 3,525	(282) 3,383
利用人数（人）	(815) 9,780	(798) 9,573	(847) 10,164	(682) 8,179	(645) 7,737
講座開催回数（回）	13	13	13	12	12
講座参加人数（人）	370	403	381	314	206
子育て相談数（件）	182	214	226	214	338
リズム遊び開催数（回）	36	36	36	24	12
リズム遊び参加数（組）	767	750	716	389	207

子育てサポーター登録数(人)	―	―	7	17	23
子育てサポーター活動件数(回)	―	―	177	209	323
事業費（千円)	3,443	3,374	3,468	3,371	3,274

※(　)は、月平均。

(7) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当･母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

＜目的･事業内容＞

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
ショートステイ事業	利用者数	4	2	1	2	6
	延 日 数	30	7	4	9	45
	事業費　(千円)	238	25	11	60	407
トワイライトステイ事業	利用者数	18	2	4	6	2
	延 日 数	33	2	11	9	10
	事業費　(千円)	86	4	29	24	13

(8) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3　県 1/3 市 1/3

＜目的･事業内容＞

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

＜対 象 者＞

生後２ヵ月から小学３年生まで

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用児童数（月平均・人）	236(20)	234(20)	327(27)	294（25）	207（17）
事業費（千円）	4,247	4,183	4,373	4,300	4,291

(9) ファミリー･サポート･センター事業

根拠法令等	大牟田市ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

＜目的･事業内容＞

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

＜会　員＞

次のすべてに該当する者

- 市内に居住する者
- 援助会員は２０才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- 援助会員は講習会等を受講した者

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
会員数	829	846	823	890	940
活動数（月平均）件	730(61)	503(42)	954(80)	995（83）	342(29)
事業費（千円）	4,284	4,284	4,284	4,284	4,284

※平成１３年４月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成１８年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

＜対象児童＞

小学校１年からおおむね３年までの児童、又は小学校４年生から６年生までの障害を有する児童

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
三池学童保育所	月平均	42	41	41	33	41
	延人員	509	491	487	398	494
高取学童保育所	月平均	30	21	22	21	10
	延人員	358	258	266	256	123
中友学童保育所	月平均	24	29	26	21	16
	延人員	282	345	311	256	194
みなと学童保育所	月平均	42	36	30	33	30
	延人員	498	433	361	389	354
白川学童保育所	月平均	41	38	42	45	42
	延人員	495	462	508	541	500

銀水学童保育所	月平均	41	37	45	38	42
	延人員	497	442	540	456	509
吉野学童保育所	月平均	43	47	54	52	44
	延人員	517	560	654	620	526
笹原学童保育所	月平均	31	31	30	34	34
	延人員	374	373	358	411	411
大牟田学童保育所	月平均	42	44	40	43	45
	延人員	501	528	485	520	534
手鎌学童保育所	月平均	51	44	44	52	51
	延人員	613	523	527	624	615
駛馬北学童保育所	月平均	29	37	38	27	20
	延人員	348	440	454	324	245
羽山台学童保育所	月平均	42	43	45	43	41
	延人員	507	518	542	519	497
明治学童保育所	月平均	30	27	30	31	32
	延人員	356	329	359	374	387
大正学童保育所	月平均	40	44	44	46	41
	延人員	478	532	527	549	491
倉永学童クラブ	月平均	-	19	21	21	21
	延人員	-	225	247	250	250
平原学童クラブ	月平均	-	-	9	13	13
	延人員	-	-	110	155	157
天領学童クラブ	月平均	-	-	-	18	19
	延人員	-	-	-	214	232
計	月平均	528	538	561	571	542
	延人員	6,333	6,459	6,736	6,856	6,519
定員		560	600	640	680	680
事業費 (千円)		54,175	58,890	62,480	71,889	74,822

※平成 10 年 7 月 1 日　白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日　銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日　笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日　大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日　手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日　駛馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日　羽山台学童保育所開所
平成 19 年 4 月 1 日　明治学童保育所開所
平成 20 年 4 月 1 日　大正学童保育所開所
平成 21 年 4 月 1 日　倉永学童クラブ開所
平成 22 年 4 月 1 日　平原学童クラブ開所
平成 23 年 4 月 1 日　天領学童クラブ開所

(11) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成 24 年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成24年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	県 5.5/10 市 1/4

＜目的･事業内容＞

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所

施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

＜対 象 者＞

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

＜実　績＞

区分＼年度	24
施設整備数	1
事業費（千円）	143,304

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

5　母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国1/2 市1/2

＜目的･事業内容＞

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする１歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
新規申請者数		13	30	19	26	16
出生時体重	1,000ｇ以下	2	4	2	7	1
	1,001～1,500ｇ	3	9	3	7	4
	1,501～1,800ｇ	5	8	2	5	3
	1,801～2,000ｇ	2	6	9	3	6
	2,000ｇ以上	1	3	3	4	2

(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

７日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が１万５千円以内の世帯に属するものが対象となる。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
申請者数	0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	障害者自立支援法　第58条(H18. 4. 1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる１８歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。（平成２５年度から権限委譲により市の事業となる）

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
申　請　件　数		35	31	31	32	31
給付内訳	肢体不自由	6	4	4	6	2
	視覚障害	1	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	0	1	2	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	14	14	14	18
	心臓機能障害	5	10	6	6	6
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	4	3	6	4	4

(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は１８歳未満の児、ただし、１８歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、２０歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度		20		21		22		23		24	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申　請　件　数		13	78	17	70	26	65	21	71	5	59
給付内訳	悪性新生物	5	21	4	17	7	14	6	17	2	14
	慢性腎疾患	0	3	0	3	3	3	1	4	0	2
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	慢性心疾患	0	3	2	2	1	2	1	3	0	2
	内分泌疾患	1	23	3	21	3	18	5	16	2	17
	膠原病	2	4	1	4	3	3	1	4	0	2
	糖尿病	1	10	1	6	2	5	2	7	1	7
	先天性代謝異常	2	4	0	6	2	6	2	3	0	4
	血友病等血液免疫疾患	2	6	4	8	1	12	3	11	0	7
	神経・筋疾患	0	2	1	2	3	0	0	3	0	2
	慢性消化器疾患	0	2	1	1	0	2	0	2	0	2

(5) 不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成１６年４月より開始された。１９年４月より、助成期間が２年から５年に延長され、また、年度中の申請が１回から２回へと拡充された。２３年４月より、１年度目は年３回まで、２年度目以降は年２回を限度とし通算５年度まで申請可。（ただし、通算１０回まで）

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
申請者数	56	60	45	45	80

6　母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法　第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査助成金交付要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成20年度までは市10/10 平成21年度以降は 14 回のうち5回目までは市 10/10、6回目以降の9回分は国1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成20年度までは２回分の妊婦健康診査補助券を交付。平成21年度からは14回分を交付。

平成 21 年度から妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、補助金を交付している。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
委託医療機関	延受診回数	2,096	10,977	11,404	9,936	10,809
	委託料（千円）	16,769	76,645	78,334	69,110	80,411
委託医療機関以外（里帰り先等）	延受診回数		97	144	118	100
	補助金（千円）		507	752	630	527

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法　第12･13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

実施場所	委託医療機関		

＜目的･事業内容＞

乳幼児健康診査（４か月児健診、１０か月児健診、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

すべての乳幼児健康診査を医療機関に委託している。

＜実　績＞

区分		年度	20	21	22	23	24
乳児	４か月児健康診査	対象人員	875	938	932	843	821
		受診実人員	870	928	899	804	773
	１０か月児健康診査	対象人員	917	883	889	944	831
		受診実人員	878	828	828	866	741
	精密検査数		19	14	15	17	4
	委託料(千円)		6,453	6,443	6,603	6,528	6,000
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	975	867	940	919	919
		受診実人員	929	827	861	819	816
		精密検査数	12	10	2	11	6
		委託料（千円）	4,585	4,040	4,599	4,289	4,448
	３歳児健康診査	対象人員	857	961	914	888	953
		受診実人員	766	873	803	751	807
		精密検査数	15	16	14	6	3
		委託料（千円）	3,267	3,761	3,712	3,458	3,799

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法　第10条、第13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月１回、予約制。

・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月５回、予約制。

＜実　績＞　　受診者数（延）

区分	年度	20	21	22	23	24
発達クリニック		125	135	113	120	125
ことばとこころの相談		148	138	124	123	142

7　母子保健指導事業

(1) 母子保健指導（健康相談）

根拠法令等	母子保健法　第10条･15条･16条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成 24 年度からは、3 歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
妊　婦	妊娠届出数	972	993	916	837	877
	実人数	1,019	1,035	987	915	933
	延人数	1,097	1,192	1,050	971	996
産　婦	実人数	600	132	280	232	250
	延人数	687	444	519	432	444
乳　児	実人数	943	990	989	896	921
	健診の事後指導（再掲）	250	215	150	143	50
	延人数	1,924	1,662	1,669	1,447	1470
幼　児	実人数	451	469	479	430	470
	健診の事後指導（再掲）	107	100	61	132	96
	延人数	721	815	811	885	1603
その他	実人数	79	104	83	91	122
	延人数	133	270	248	260	275
電話相談	延人数	1,070	889	745	819	627

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法　第9条･10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション・沐浴実習などを行う。

・ママのほっとスペース：生後５か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成１５年度から実施。

・赤ちゃん広場：生後５か月以上１歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。

・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。平成 21 年度から休止。

・ベビーマッサージ教室：生後５か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・

触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成１７年度から実施。平成21年度から休止。

・出前講座等：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
パパママ専科	回　数	3	3	3	3	3
	参加人数	101	98	106	86	120
ママのほっとスペース	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	293	287	332	144	306
赤ちゃん広場	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	703	499	565	526	428
親と子のきずな講座「おっぱい教室」	回　数	6				
	参加人数	211				
ベビーマッサージ教室	回　数	3				
	参加人数	132				
出前講座等	回　数	5	6	4	4	6
	参加人数	208	89	113	137	104

(3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法　第6条の3 大牟田市「妊娠期からのケアサポート事業」実施要領	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成２３年度から実施。

＜実 績＞

区分＼年度		23	24
医療機関からの依頼件数	妊婦	0	1
	産婦・新生児	11	25
医療機関への依頼件数	妊婦	1	2
	産婦・新生児	1	1

(4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法　第11･17･19条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後３か月まで）の訪問は、平成１５年４月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成１７年１０月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
妊　婦	実人員	13	13	4	8	6
	延人員	18	26	11	11	10
産　婦	実人員	544	591	570	531	536
	延人員	631	695	635	623	643
新生児（未熟児を除く）	実人員	532	551	543	488	510
	延人員	574	586	564	523	571
未熟児	実人員	15	29	23	23	15
	延人員	23	36	26	30	16
乳児（新生児・未熟児を除く）	実人員	43	63	35	63	41
	延人員	104	134	74	119	112
幼　児	実人員	350	358	264	266	276
	延人員	452	558	507	455	535
その他	実人員	62	28	13	35	40
	延人員	139	82	38	64	110

※上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8　母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第 10･12･13 条 歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯の健康づくりとして、１歳６か月児・３歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
１歳６か月児	対象人数	983	872	941	924	927
	実人数	844	741	796	776	779
	延人数	929	809	856	848	856
３歳児	対象人数	862	980	920	891	953
	実人数	649	749	737	699	771
幼児よい歯教室	実人数	150	138			

※「幼児のよい歯教室」は、平成２０・２１年度のみ実施。１～４歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導、フッ化物塗布を実施した。

(2) 歯科保健指導･相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条　健康増進法第4･7条 地域保健法第6条	所 管 課	児童家庭課

	歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8条		
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜事業内容＞

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育および歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
妊婦歯科健康相談	841	827	830	724	847
乳幼児の歯育て教室			101	86	147
個別相談	132	127	111	100	319
歯科健康教育	38	20	11	18	70
フッ化物塗布	1,261	1,065	1,104	1,132	1,847
その他	1,440	1,315	1,198	1,290	1,316

※フッ化物塗布は、１歳６か月児歯科健康診査（平成１３年度より）、３歳児歯科健康診査（平成２４年度より）、みんなの健康展（平成９年度より）にて行っている。

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

※「乳幼児の歯育て教室」を平成２２年度より保健所にて実施。平成２４年度よりつどいの広場に場所を変更して実施。

第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　　(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		311	283	45	66	75	67	847
聴覚平衡機能障害		61	170	95	106	7	249	688
音声･言語･そしゃく機能障害		23	11	48	38	-	-	120
肢体不自由		798	1,002	677	882	436	188	3,983
内部障害	心臓	796	8	300	318	-	-	1,422
	じん臓	405	4	4	3	-	-	416
	呼吸器	29	0	44	23	-	-	96
	ぼうこう・直腸	6	1	11	204	-	-	222
	小腸	1	0	2	0	-	-	3
	免疫	3	1	2	0	-	-	6
	肝臓	9	0	1	0	-	-	10
	小計	1,249	14	364	548	-	-	2,175
合　計		2,442	1,480	1,229	1,640	518	504	7,813

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳交付の推移　　(各年度末現在)

区分＼年度		20	21	22	23	24
視覚障害		979	956	983	880	847
聴覚平衡機能障害		698	702	751	674	688
音声･言語･そしゃく機能障害		123	121	139	122	120
肢体不自由		4,108	4,261	4,383	3,983	3,983
内部障害	心臓	1,432	1,501	1,437	1,412	1,422
	じん臓	398	420	415	397	416
	呼吸器	161	155	146	97	96
	ぼうこう・直腸	227	232	265	211	222
	小腸	5	4	3	3	3
	免疫	4	6	5	5	6
	肝臓	-	-	7	12	10
	小　計	2,227	2,318	2,278	2,137	2,175
合　計		8,135	8,358	8,534	7,796	7,813

(2) 療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	20	21	22	23	24
A（最重度・重度）	527	552	598	610	621
B（中度・軽度）	453	489	512	549	577
計	980	1,041	1,110	1,159	1,198

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
22	1　級	52	46	98
	2　級	282	248	530
	3　級	88	72	160
	計	422	366	788
23	1　級	56	45	101
	2　級	278	260	538
	3　級	86	67	153
	計	420	372	792
24	1　級	61	52	113
	2　級	307	287	594
	3　級	103	61	164
	計	471	400	871

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307

(4) 福祉制度一覧表 (1)

障害の種別	等級	公共料金などの割引・助成											日常生活の援助				サービス	
制度		タクシー料金		鉄道運賃割引		バス運賃	国内線航空	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	車いす貸出し	補装具	日常生活用具	住宅改造費助成	障害福祉サービス	地域生活支援事業
		福祉タクシー利用券	一割引	第一種	第二種			全額免除	半額免除									
視覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△		△	△
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
音声言語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
肢体不自由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
内部	1	△	○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△		△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△		△	△
知的障害	A	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△		△	△
	B		○	○	○	○	△	△		○		○	○				△	△
精神	1		△					△	△	○		○	○				△	△
	2		△					△		○		○	○				△	△
	3		△					△		○		○	○				△	△

○……　対象　　△……　状況により対象

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	等級	社会参加			税金			手当・年金等							医療の給付・助成				
制度		郵便不在者投票	自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療制度
視覚	1				○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△
	2				○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3					○	△		△				△		△		△	△	△
	4					○	△						△		△		△		
	5					○							△		△		△		
	6					○							△		△		△		
聴覚・平衡	2			△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3			△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4			△		○							△		△		△		
	5					○							△		△		△		
	6					○							△		△		△		
声語音言	3			△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4			△		○							△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3		△	△		○	△		△		△		△		△		△	△	△
	4		△	△		○	△						△		△		△		△
	5		△			○	△						△		△		△		
	6		△			○	△						△		△		△		
内部	1	△		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3	△		△		○	△		△		△		△	△	△		△	△	△
	4			△		○							△	△	△		△		
知的障害	A			△	○		△		△	△	△		△					△	△
	B			△		○	△		△				△					△	
精神	1				○		△		△	△	△		△			△		△	△
	2					○			△				△			△			△
	3					○			△				△			△			

○……　対象　　△……　状況により対象

2　障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国1/2，市1/2

＜目的･事業内容＞

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
認定件数（件）	142	334	190	337	382
審査会開催回数（回）	14	20	13	20	19

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
ホームヘルプ	利用時間（延）	45,476	49,871	58,098	67,009	66,297
	事業費（千円）	127,418	155,086	208,715	247,298	275,116
短期入所	利用日数（延）	644	425	599	930	1364
	事業費（千円）	4,443	3,553	5,038	8,337	10,827
重度訪問介護	利用時間（延）	2,323	3,701	3,000	3,174	3,969
	事業費（千円）	4,152	6,808	6,033	7,136	9,612
同行援護	利用時間（延）				3,986	10,526
	事業費（千円）				8,299	25,632
児童デイサービス	利用回数（延）	1,422	1,205	1,337	2,390	753
	事業費（千円）	6.343	8,603	9,915	18,634	3,024
療養介護	利用人数（延）	36	57	63	68	326
	事業費（千円）	7.762	13,774	16,778	17,739	82,590
療養介護医療	利用人数（延）	36	57	63	68	325
	事業費（千円）	2,222	4,662	3,933	3,606	22,712
生活介護	利用回数（延）	12,533	20,260	28,228	49,006	91,403
	事業費（千円）	91,412	174,145	294,799	453,195	728,923
施設入所支援	利用人数（延）	388	661	1,080	1,886	2,915
	事業費（千円）	23,567	52,634	105,069	163,876	273,417
ケアホーム	利用人数（延）	98	169	202	288	561

	事業費（千円）	7,570	15,124	19,519	29,009	69,337
旧法施設支援	利用人数（延）	3,851	3,314	2,779	1,806	51
	事業費（千円）	765,535	682,483	556,717	354,337	9,555

※平成２３年１０月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加
※旧法施設支援は、平成２４年３月に障害者自立支援法の新体系に移行完了
※児童デイサービスは平成２４年４月から児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、児童発達支援に移行

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		20	21	22	23	24
自立訓練	利用回数　（延）	434	960	1,151	1,196	10,482
	事業費　（千円）	1,964	5,594	6,142	7,632	57,857
就労移行支援	利用回数　（延）	3,554	5,473	6,184	7,799	7,363
	事業費　（千円）	27,411	44,982	52,672	66,387	62,279
就労継続支援	利用回数　（延）	8,569	16,723	21,600	29,516	48,956
	事業費　（千円）	43,411	110,702	145,285	196,038	288,586
グループホーム	利用人数　（延）	269	225	220	265	489
	事業費　（千円）	12,952	12,596	13,898	16,513	31,776

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　(平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別		決定数（人）	利用施設数
新法	施設入所支援	244	64 施設
	ケアホーム	55	26 施設
	グループホーム	41	24 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	0	0 施設
	身体障害者入所授産施設	0	0 施設
	身体障害者入所療護施設	0	0 施設
	知的障害者入所更生施設	0	0 施設
	知的障害者入所授産施設	0	0 施設
	知的障害者通勤寮	0	0 施設
合計		340	114 施設

(5) 障害者自立支援法に基づく地域相談支援給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
地域移行支援	利用人数（延）	0
	事業費（千円）	0
地域定着支援	利用人数（延）	0
	事業費（千円）	0

※　平成２４年４月から開始

(6) 障害者自立支援法に基づく計画相談支援給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
計画相談支援	利用人数（延）	11
	事業費（千円）	168

※　平成２４年４月から開始

(7) 児童福祉法に基づく障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などの支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
児童発達支援	利用日数（延）	3,599

	事業費（千円）	39,817
放課後等 デイサービス	利用日数（延）	2,699
	事業費（千円）	23,458
保育所等訪問支援	利用日数（延）	42
	事業費（千円）	377

※　平成２４年４月から開始

(8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24
障害児相談支援	利用人数（延）	4
	事業費（千円）	67

※　平成２４年４月から開始

(9) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
補聴器	交付件数	51	37	41	47	47
	修理件数	13	15	13	18	12
	金額(千円)	3,326	2,128	2,865	3,312	3,367
義肢	交付件数	5	16	6	13	5
	修理件数	14	14	15	12	14
	金額(千円)	2,852	6,236	3,515	7,063	3,834
車椅子	交付件数	21	22	25	25	29
	修理件数	58	42	53	38	51
	金額(千円)	5,419	4,302	6,412	5,863	7,516
装具	交付件数	43	34	38	33	41
	修理件数	16	7	14	17	11
	金額(千円)	3,383	2,368	4,885	3,662	3,567
安全杖	交付件数	16	17	20	17	15
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	63	70	79	68	61

その他	交付件数	164	23	22	20	22
	修理件数	13	37	21	26	4
	金額(千円)	2,588	4,859	4,664	4,336	3,146
計	交付件数	300	149	152	155	159
	修理件数	114	115	116	111	92
	金額(千円)	17,631	19,963	22,420	24,304	21,491

(10) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
じん臓	件数	3,489	3,221	4,142	4,628	4,929
	金額(千円)	216,550	236,614	251,377	284,478	302,461
心臓	件数	159	119	155	111	96
	金額(千円)	21,592	19,575	38,657	18,042	24,641
その他	件数	89	27	75	80	72
	金額(千円)	6,580	3,083	6,958	10,918	11,839
計	件数	3,737	3,367	4,372	4,819	5,097
	金額(千円)	244,722	259,272	296,992	313,438	338,941

(11) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延数）	17,361	11,278	13,353	12,858	12,155
事業費（千円）	23,750	21,375	20,309	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

※平成１８年１０月から実施。

(12) 移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
延利用時間	15,081	19,127	21,417	20,077	17,111
事業費（千円)	31,356	42,070	49,184	48,435	43,001

※平成１８年１０月から実施

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
延利用時間	368	312	267	246	275
事業費（千円)	478	406	347	320	358

(13) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

年度 区分	20	21	22	23	24
延派遣回数	11	24	8	12	10
事業費（千円)	129	105	94	58	90

手話奉仕員派遣事業

年度 区分	20	21	22	23	24
延派遣回数	173	121	163	238	232
事業費（千円)	806	359	321	449	477

手話通訳者配置事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
延配置時間	298.0	1,085.5	1,094.5	1,099.5	1,105.0
事業費（千円）	536.0	1,092	1,099	1,107.5	1,226.2

(14) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10）， 機能強化事業分（国1/2，県1/4，市1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
延利用回数（延登録者数）	13,841	17,757	21,334	25,059	29,134
事業費（千円）	20,800	18,720	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
延利用回数（延登録者数）	4,532	4,840	5,115	4,952	5,183
事業費（千円）	23,600	17,700	17,700	17,700	17,700
事業所数	4	3	3	3	3

(15) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

＜実　績＞　（単位:件）

区分＼年度	20	21	22	23	24
特殊寝台	5	2	6	5	5
盲人用時計	7	6	8	7	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	1	11	7	9
入浴補助用具	5	5	8	2	11
聴覚障害者用屋内信号装置	2	3	1	8	1
聴覚障害者用通信装置	2	2	4	4	1
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,480	2,495	2,393	2,662	2,742
その他	50	37	48	51	62
合　計	2,554	2,551	2,479	2,746	2,837

(16) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

＜実　績＞

年度 / 区分	20	21	22	23	24
延利用回数	6,099	5,924	5,418	5,062	5,686
事業費（千円）	14,769	14,394	13,675	12,925	13,646

(17) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

＜実　績＞

年度 / 区分	20	21	22	23	24
延利用回数	46	55	48	48	48
事業費（千円）	1,369	1,638	1,736	1,838	1,838

(18) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

年度 / 事業名	20	21	22	23	24
点訳奉仕員養成事業	121	160	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	99	145	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	637	699	652	475	652
手話奉仕員養成事業	516	493	554	554	554
点字・声の広報等発行事業	507	508	485	483	629
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	200	399	735	540	340
生活訓練事業	567	510	453	454	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	400	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	29	0	21	0	21

入院時生活支援事業	22	86	89	44	9
合　　計　　（千円）	3,098	3,360	3,619	3,180	3,289

(19) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延数）	351	327	265	142	119
業費（千円）	3,088	2,862	2,378	1,268	1,074

(20) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4 ,市1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
利用件数（延人数）	113	76	77	86	12
事業費（千円）	389	219	251	248	39

(21) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
相談延べ件数	23	36	33	41	31

(22) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
１日平均利用件数（人）	5	6	5	6	6
実施日数（日）	242	242	243	244	245
延べ配食数	936	920	815	990	962
事業費（千円）	141	138	122	149	145

(23) 福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
交 付 人 員	363	347	352	328	306
交 付 延 枚 数	6,372	3,993	3,869	3,744	3,495
利 用 延 枚 数	5,205	3,288	2,965	3,022	2,759
事 業 費　(千円)	3,277	2,035	1,836	1,870	1,707

(24) 身体障害者相談員･知的障害者相談員

根拠法令等	①　大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ②　大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業概要＞

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞　（任期　平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
市	有 松　由 里 子	５４－７２１２		全般
	大 場　和 正	５８－７３２０		〃
	幸 田　義 勝	５７－８００２		〃
	長 井　直 子	５２－８６５５		〃
	藤 瀬　勉		５６－４６６７	聴覚

	古 庄　　和 秀	090-2517-4005		全般
	松 尾　　サ ダ 子	５６－１６４２		〃

＜知的障害者相談員名簿＞　　(任期 平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月)

区分	氏　名	電　話
市	鬼 塚　　賢 慈	５１－１１５８
	木 村　　香 代 子	５６－４０９２
	増 田　　佳 子	５６－３３０８

(25) 外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
支 給 人 員	1	1	1	1	1
支 給 額　(千円)	120	120	120	120	120

(26) 大牟田市障害者等文化体育施設 (サン･アビリティーズおおむた) の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和 59 年 11 月

＜利用状況＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
開 館 日 数 (日)		293	293	293	295	295
利用者	障害者（人）	15,653	13,675	14,849	14,092	13,322
	その他（人）	40,252	36,891	39,255	38,549	37,344
	計（人）	55,905	50,566	54,104	52,641	50,666
障害者利用率 (%)		27.9	27.0	27.4	26.7	26.2

※利用者数は、ふれあいパラリンピック＆サン・アビまつり等への参加者を含む

(27) 扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	20	21	22	23	24
加入世帯数(延)	216	240	192	132	120
扶助世帯数(延)	60	65	36	48	48
扶助料(千円)	275	288	187	198	229

(28) 重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

・市内に住所を有するもの
・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児）
・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
国保	対象者	871	873	883	813	822
	件数	20,425	16,279	18,332	18,319	17,663
	金額(千円)	163,155	149,838	148,727	153,750	147,553
後期	対象者	2,456	2,443	2,395	2,351	2,400
	件数	63,164	51,966	53,701	51,987	51,568
	金額(千円)	290,073	228,303	229,445	217,322	210,981
社保	対象者	370	343	370	402	289
	件数	8,418	6,283	7,188	7,244	6,215
	金額(千円)	67,795	61,140	66,433	71,306	60,862
計	対象者	3,697	3,659	3,648	3,566	3,511
	件数	92,007	74,528	79,221	77,550	75,446
	金額(千円)	521,023	439,281	444,605	442,378	419,396

(29) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
支給人員	特別障害者手当	1,451	1,366	1,352	1,319	1,332
	障害児福祉手当	620	644	561	568	642
	福祉手当（経過措置分）	349	311	266	251	240
	計	2,420	2,321	2,179	2,138	2,214
支 給 額 （千円）		52,298	49,850	47,639	46,507	47,597

※人員は延人員

(30) 特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞　（手当支給停止者を除く。平成25年3月31日現在）

年 度	20	21	22	23	24
支給人員	124	123	133	164	177

3　精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況

年　度		精神保健相談								
		実人員	延人員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77
22	男	69	157	6	44	7	0	6	26	68
	女	53	126	8	40	2	0	2	19	55
23	男	55	181	0	114	12	0	3	12	40
	女	47	106	4	75	3	0	1	6	17
24	男	85	304	11	179	29	0	3	42	40
	女	62	136	8	79	1	0	0	11	37

②　精神保健訪問指導の状況

年　度		精神保健訪問指導					
		実人員	延人員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28
22	男	21	39	1	25	1	12
	女	12	17	0	8	0	9
23	男	40	95	0	30	9	56
	女	24	44	2	16	2	24
24	男	21	62	0	29	7	26
	女	19	50	2	17	2	29

③心の健康相談

年度 区分	20	21	22	23	24
相談延人員	31（2）	25（4）	21（2）	14（4）	35（7）

※（　）内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

１）精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を２回シリーズで実施。　【参加者数】　７５人

２）自殺対策緊急強化事業

①人材養成事業

「アルコール依存症について」をテーマに、医療・福祉関係職員を対象に講演会を実施。

【参加者数】　４５人

「うつ病の方の家族教室」をテーマに、うつ病で治療中の方の家族を対象に講演会を実施。

【参加者数】　２６人

「相談の受け方」をテーマに、市職員を対象に講演会を実施。

【参加者数】　３０人

「認知行動療法～上手に悩むと楽になる～」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】　１３３人

「高齢者の心の健康と認知症」をテーマに、一般市民を対象に５地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】　２０３人

②対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】　２０件

(3) 大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

第６節　社会・勤労者福祉

１　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実　績＞

平成２４年度は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）および戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十三回特別給付金）の交付を行った。

区分＼年度	20	21	22	23	24
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、ＪＲ乗車券交付等）	13	10	5	2	1
特別弔慰金	0	42	9	13	7
特別給付金	36	17	0	8	8
恩給及び援護関係相談	約 650	約 600	約 500	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年１１月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
戦没者数（柱）	1,793	1,699	1,606	1,522	1,392
戦災死没者数（柱）	211	194	190	179	171
遺族参加者数	430	392	375	354	361

※　平成 24 年度より一般参列も始める。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2　災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国１/2　県1/4　市1/4（災害援護資金の貸付は国2/3　県１/3）

＜目的･事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

①　災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

②　災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③　災害援護資金の貸付対象

・県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項に掲げる所得要件に該当する者

※　本市において、平成１９年度から平成２４年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

①　災害見舞金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・現に居住している建物が被害を受けた者

②　災害弔慰金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者
・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に規定する災害弔慰金又は同条例９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
災害見舞金	支給対象世帯	14	13	6	10	14
	金額（千円）	527	524	245	410	517
災害弔慰金	支給対象者	1	0	1	4	4
	金額（千円）	100	0	100	400	400

3　日本赤十字社事業

平成２２年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年５月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
目標額（円）	12,354,000	12,354,000	12,354,000	10,968,000	10,786,000
達成額（円）	10,148,894	9,802,425	9,388,593	9,474,787	8,874,984
達成率（%）	82.2	79.3	76	86.4	82.3

※　地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

＜実　績＞

平成２４年度は、５学童保育所（三池･高取･白川･大牟田･中友）と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。

＜実　績＞

平成２４年度は、被災見舞い９件に救援物資を配布。

(4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜実　績＞

災害義援金名称	義援金額（円）
平成 24 年 5 月 6 日の茨城県竜巻災害義援金	345
平成 24 年 5 月 6 日の栃木県竜巻災害義援金	1,201
平成 24 年 7 月 福岡県豪雨災害義援金	359,686
平成 24 年 7 月 12 日 熊本広域大水害義援金	411
平成 24 年 7 月 大分県大雨災害義援金	656
平成 24 年 8 月 京都府南部豪雨災害義援金	620
シエラレオネ　コレラ予防救援金	235
平成 24 年 鹿児島県奄美地方台風災害義援金	601
フィリピン南部台風救援金	500
東日本大震災義援金（H25.3 月末現在）	121,076,049

※　災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等３８回。義援金送金１４回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実　績＞

区　分	献血申込者数（人）			400㎖ 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地　域	1,538	1,251	2,789	1,336	847	2,183	606
職　域	1,257	366	1,623	1,111	225	1,336	287
学　域	513	95	608	436	50	486	122
街　頭	624	513	1,137	558	301	859	278
計	3,932	2,225	6,157	3,441	1,423	4,864	1,293

※　平成２４年度の献血者数は、前年度と比較して２２４人減少している。

4　勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所 管 課	福祉課
相 談 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下、雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用・生活等の相談に「緊急相談窓口」を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

＜対象者＞

派遣労働者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	20	21	22	23
雇用に関すること	12	31	15	5
労働に関すること	1	0	0	1
生活・融資に関すること	8	14	13	0
住宅に関すること	8	6	1	0
その他	4	5	2	0
計	33	56	31	6

年度 相談内容・件数	24
退職に関すること	0
解雇に関すること	0
求職に関すること	0
労働条件に関すること	0
生活・融資に関すること	0
休業補償に関すること	0
雇用保険に関すること	0
職場環境に関すること	0
その他	0
計	0

※　統計方法について：平成２４年度より下記の労働相談の項目に合わせて変更した。

② 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	20	21	22	23	24
退職に関すること	1	0	1	2	2
解雇に関すること	4	3	1	1	3
求職に関すること	7	6	10	19	15
労働条件に関すること	3	2	1	2	2
生活・融資に関すること	2	2	1	10	8
休業補償に関すること	0	0	0	0	2

雇用保険に関すること	0	0	0	2	1
職場環境に関すること	1	0	2	0	0
その他	0	2	0	3	8
計	18	15	16	39	41

③ 子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

＜実　績＞

年　　度	20	21	22	23	24
相談件数	7	10	26	15	12

④ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

＜実　績＞

区　分 ＼ 年　度		21	22	23	24
緊急雇用創出事業	事業実施数（事業）	16	18	12	8
	新規雇用者数（人）	76	123	52	47
ふるさと雇用再生特別基金事業	事業実施数（事業）	4	4	3	―
	新規雇用者数（人）	8	9	8	―

※　緊急雇用創出事業は、平成２１年度より実施（平成２０年度からの繰越事業；８事業を含む。）
※　新規雇用者数は、延人数（６ヶ月毎に１人のカウント）で、中途退職者も含む。
※　ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成２３年度で終了。

② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

・大牟田公共職業安定所
・大牟田商工会議所
・大牟田労働基準監督署
・連合福岡南筑後地域協議会
・福岡県筑後労働者支援事務所
・大牟田市
・大牟田高等技術専門校

＜事業内容・実績＞

・大牟田市ホームページでの企業情報「’１３ポマト」の情報提供
・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
・障害者・高年齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
・子育て女性等就業相談会の開催
・高年齢者就職セミナーの開催

・若年者就職促進セミナーの開催
・みやま・大牟田地区なんでも労働相談会の開催
・労働に関する諸情報の広報
・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

③ 広域的雇用対策

＜事業内容･実績＞

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。
・筑後地域雇用労働福祉会議

④ 勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

＜事業内容･実績＞

高齢・障害・求職者雇用支援機構（旧雇用・能力開発機構）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。また、雇用促進住宅３宿舎（高齢・障害・求職者雇用支援機構建設施設）の譲渡協議は継続となっている。なお、国の行財政改革等により、平成１４年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成１５年１０月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成１８年度からは民間に本施設を貸与し、平成２３年度からは新たな民間事業者への貸与により、運営を続けている。
・雇用促進住宅宿舎駐車場
　白川宿舎駐車場（平成6年10月設置）
　小浜宿舎駐車場（平成11年7月設置）
　大牟田宿舎駐車場（平成12年3月取得）
・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）　（昭和49年建設）
・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）　（昭和54年建設）

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成１４年度開始）。

①　支給対象者は次の全てに該当する人
・本人若しくは保護者が市内に居住し、２４年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは２３年度に高等学校を中退した人
・要綱に掲げる専修学校等に２５年４月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
・次のいずれかに該当する世帯
　生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の１．５倍以下の世帯
・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人
②　市内の主な対象校
・大牟田医師会看護専門学校　看護高等課程・准看護科
・専修学校紫苑学院　家政一般課程・洋裁科
・専修学校麗学園　家政一般課程・洋裁本科
③　貸付金額及び期間
・入 校 支 度 金…１００，０００円

・修学資金（月額）…専門課程５３，０００円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）
３０，０００円
・貸付の期間は、修学年限
④　返還について
・無利息
・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
・期間は、貸し付け年限の３倍以内の期間（最長１２年）

＜実　績＞

年度 貸付件数・金額	20	21	22	23	24
新　　規（件）	0	0	1	2	1
継　　続（件）	0	0	0	1	2
貸付金額(千円)	0	0	460	1,280	1,150

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和 53 年 6 月 2 日
敷 地 面 積	2,313.85 ㎡
建 築 面 積	1,212.77 ㎡
建築延面積	3,298.80 ㎡
構　　造	鉄筋コンクリート３階建（一部４階）
主 な 施 設	中ホール（200 人） 研 修 室（50 人） 講 習 室（30 人×2 室） 会 議 室（30 人、10 人） 和　　室（10 人×2 室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
利用延人数（千人）	38	34	43	36	38
使　用　料（千円）	10,504	8,560	10,184	8,404	8,697
利 用 件 数	1,150	872	1,082	966	1,349

第７節　生活保護

１　生活保護

⑴ 生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

憲法第２５条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、**生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭**の８種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は 2 級地－2 で標準 3 人世帯(33 歳男、29 歳女、4 歳子)の生活扶助基準は 150,270 円となる。（平成 24 年 4 月 1 日改正：対前年度比 100.0%）

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和３９年度をピークとし、以後５１年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和５２年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和５７年度から６０年度にかけて急増した。その後、昭和６１年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成９年３月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成９年度中期から平成１５年度までは増加傾向となり、平成１６年度から平成２０年度まで微増傾向へと転じ、平成２１年度からは再び急増した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和５１年度 28.3%、昭和６１年度 20.6%、平成１３年度 10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 24 年度の世帯の状況

平成 22 年度をピークに開始世帯数・人員ともに前年度を下回っている。一方、廃止世帯数・人員は平成 22 年度以降はほとんど変わりはない。

保護率は、人口千人に対し約 36.9 人で、県平均の 25.5 人、全国平均 17.0 人（H25.3 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している

世帯類型は、高齢者世帯 48.1%、その他の世帯 24.2%、傷病障害者世帯 23.5%、母子世帯 4.2%の順で構成されている。保護開始理由のうち収入の減等によるものが 29.8%、傷病によるものが 30.8%でこのふたつが大部分を占めている。また、廃止理由では死亡によるものが 44.3%と最も多い。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 11.0%となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

＜実　績＞

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区分＼年度		20	21	22	23	24
相　談		991	1,474	1,492	1,257	1,085
再掲	助言指導等	361	544	505	349	264
	申請書交付	370	498	551	544	457
	申請書受理	260	432	436	364	364
申　請		260	432	436	364	364
却　下		6	13	9	5	16
開　始	世帯数	249	387	405	349	325
	人員	381	616	622	543	455
廃　止	世帯数	232	226	262	263	264
	人員	326	292	355	364	358

保護の世帯数人員の推移（20 年度～23 年度は医療扶助数の変更あり）　※世帯数・人員は年度の月平均

区分＼年度		20	21	22	23	24
生活扶助	世帯数	2,390	2,465	2,623	2,704	2,787
	人員	3,478	3,580	3,824	3,904	3,975
住宅扶助	世帯数	2,146	2,211	2,363	2,445	2,517
	人員	3,021	3,111	3,351	3,441	3,518
教育扶助	世帯数	154	153	158	163	171
	人員	229	235	240	260	269
介護扶助	世帯数	418	428	441	479	501
	人員	421	438	457	500	520
医療扶助	世帯数	2,592	2,655	2,787	2,885	2,939
	人員	3,323	3,416	3,613	3,730	3,770
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	72	76	88	82	69
	人員	84	93	103	96	89
葬祭扶助	世帯数	7	7	8	8	10
	人員	7	7	8	8	10
計	世帯数	2,834	2,924	3,083	3,187	3,252
	人員	3,976	4,101	4,350	4,473	4,519
保護率	(‰)	31.1	32.5	34.9	36.2	36.9

保護費の推移 **（単位　千円）**

区分＼年度	20	21	22	23	24
生 活 扶 助	1,924,921	2,011,325	2,173,868	2,201,508	2,263,975
住 宅 扶 助	587,756	619,859	670,202	698,772	726,801
教 育 扶 助	17,334	25,204	27,724	30,025	31,059
介 護 扶 助	85,461	81,251	82,541	91,514	89,344
医 療 扶 助	4,278,242	4,454,264	4,463,793	4,593,600	4,599,881
出 産 扶 助	1,625	1,965	3,662	2,866	3,894
生 業 扶 助	14,388	21,674	19,859	16,873	15,204
葬 祭 扶 助	19,866	19,446	19,158	17,880	22,210
保護施設事務費	3,808	4,508	6,161	6,345	4,079
計	6,933,401	7,239,496	7,466,968	7,659,383	7,756,447

⑵ 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成２０年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組んだ。

①就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成１７年９月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成１８年８月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

②就労意欲喚起等支援事業

平成２０年１１月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活･日常生活の自立を支援していく。

また、従来からの動物園、障がい者施設、介護施設での就労体験に加え、平成２２年１０月からは農業による就労体験事業を新たに追加し、農家の方の指導を受けながら、野菜の栽培や収穫等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。

③精神障害等地域移行支援事業

平成２０年１０月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち､症状が安定している者に対し､受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備事業

平成２０年１２月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し､進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

⑤多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

＜実　績＞

①就労開始者の推移

生活保護受給者等就労支援事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
就労支援対象者（人）	22	47	29	26	37
就労開始者　　（人）	3	18	17	16	26

大牟田市被保護者就労支援事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
就労支援対象者（人）	28	28	8	6	15
就労開始者　　（人）	14	7	2	2	2

②③④⑤支援者数　（人）

事業名	プログラム名	区分＼年度	21	22	23	24
②就労意欲喚起等支援事業	ⅰ 動物園就労体験	支援者数	20	20	30	13
	ⅱ 障がい者施設就労体験	支援者数	6	8	10	3
	ⅲ 介護施設就労体験	支援者数	8	3	6	2
	ⅳ 農業就労体験	支援者数	-	4	8	5
③精神障害等地域移行支援事業	ⅰ 精神障害等地域移行支援	支援者数	21	26	26	26
		うち地域移行者	12	6	17	17
④教育環境整備事業	ⅰ フレンドシップ学び場	支援者数	9	6	4	8
		うち高校進学者	7	6	4	7
⑤多重債務者対策事業	ⅰ多重債務者対策支援	支援者数	15	6	1	8
		うち支援終了	6	3	1	4

(3) 住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所 管 課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会（委託） （所管：保護課相談支援担当）	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、６月間を限度（平成２２年度から要件に該当する者については、最大３月間の支給期間の延長可。）として住宅手当（家賃相当額）を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成２１年度から平成２３年度までの期間限定の臨時的事業であったが、平成２４年度、及び平成２５年度も事業期間を延長し実施している。（平成２５年度末までの申請受理についても手当を支給する。）また、平成２５年度からは事業実施要領の名称を、住宅支援給付事業実施要領に変更し実施している。

＜実 績＞

住宅手当支給決定者の推移　（Ｈ２１年度から開始）

区分＼年度	21	22	23	24
支給決定者　（人）	8	15	16	8
支給額　（円）	773,400	2,364,400	3,298,700	1,271,700

第８節　健康増進と疾病対策

１　健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して､健康日本 21 に基づいた新しい健康観を普及させ､全世代の健康課題の解決と生活の質（ＱＯＬ）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

① 健康づくり応援カレンダーの作成と配布

② その他健康づくりの推進につながる事業等

＜実　績＞

庁内の関係部局との連携のもと健康づくり関連事業をまとめた「健康づくり応援カレンダー」を作成し H24 年４月１日号の「広報おおむた」の中に折込み配付した。

(2) 大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年　度		20	21	22	23	24
開催期間		９月６日･７日	９月５日･６日	９月４日･５日	９月３日･４日	９月８日･９日
市民大会特別講演	講師名	清原　裕〔シンポジスト〕黒田英作・松田宏一　外	早渕仁美〔シンポジスト〕友田弘道・松田宏一　外	徳留信寛 早渕仁美〔シンポジスト〕大地信彰　外	宮崎千明	昇地三郎
	テーマ	「メタボリックシンドロームはなぜこわい？」～久山町研究からのメッセージ～	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール	ワクチンって何？予防接種で防げる病気	世界一元気な１０６歳児が実践する十大習慣健康法

(3) 地域健康力アップ推進事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりモデル校区を指定し校区まちづくり協議会や町内公民館連絡協議会等との連携のもと、健康診査の受診勧奨や健康増進企画事業を行い、地域住民の健康づくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくりモデル校区の取組みについて

校区名／内　容	駅馬北校区	大正校区	大牟田校区	白川校区	上内校区
団体区分	町内公民館連絡協議会	校区まちづくり協議会	町内公民館連絡協議会	特定非営利活動法人(NPO)	校区まちづくり協議会
健康診査普及 啓発事業 (必須事業)	11 月１日より国保特定健診・がん検診のチラシを配布。	12 月１日より国保特定健診・がん検診のチラシを配布。校区アンビシャス広場との連携のもと子ども達との合同による受診勧奨を実施。	平成 25 年１月より国保特定健診・がん検診のチラシを配布。	平成 25 年１月より国保特定健診・がん検診のチラシを配布。	平成 25 年１月より国保特定健診・がん検診のチラシを配布。
集団出前健診 企画事業	11 月 23 日に特健・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施。延べ 127 人の受診。	2 月 10 日に胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施。延べ 98 人の受診。	3 月 17 日に胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施。延べ 315 人(校区外の住民含む)。	3 月 10 日に胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施。延べ 141 人(校区外の住民含む)。	未実施
健康増進 企画事業 (必須事業)	3 月 2 日に地元医師による講話「がん検診の意義」を実施。約６０人が参加。	1月20日に市保健師による健康講話を実施。70 人が参加。その後、血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査を実施。延べ 146 人が実施。	2月10日に地元医師によるがんに関する講話を実施。また、講話前に血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査を実施。約 60 人が参加。	3月10日に市保健師によるがん検診、認知症予防等に関する講話とニュースポーツ体験のイベントを開催。約１００人が参加。	地域包括支援センターと歯科衛生士会との連携による認知症予防と口腔内ケアに関する講話を町内公民館８か所で実施。104 人が参加。

2　生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1) 栄養教育･栄養改善指導　(施設指導含む)

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてＱＯＬの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等））及び食生活の支援を行うとともに、２２年３月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施し

た。

＜実　績＞

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等 ＼ 年度			20	21	22	23	24
栄養教育	栄養・健康増進・食育	回　数	31	25	79	54	53
		延人員	755	913	2,162	1,605	1468
栄養改善指導	個別指導		823	747	1,263	983	551
	集団指導		2,572	1,060	1,139	822	2213
	給食施設指導		214	160	165	182	188

※各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

3　生活習慣病対策（成人保健事業）

(1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		20	21	22	23	24
総　合	実施回数	13	13	13	14	15
	被指導延人員	660	902	868	1,079	1,085
重　点	実施回数	35	47	59	45	49
	被指導延人員	143	206	148	128	186
計	実施回数	48	60	72	59	64
	被指導延人員	803	1,108	1,016	1,207	1,271

※健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2) 健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

健康相談事業に同じ。

＜実　績＞

区分＼年度			20	21	22	23	24
集　団		実施回数	48	61	63	60	66
		被指導延人員	962	1,131	1,125	1,328	1,368
	（再掲）メタボ相談	実施回数	19	47	49	45	44
		被指導延人員	66	206	125	128	186

※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
※平成２０年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成１９年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3) 訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に２次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
指 導 実 人 員	319	320	890	845	1,051
指 導 延 人 員	334	334	892	845	1,056

※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
※平成２０年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。
※平成２１年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（４０歳・６０歳）を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分＼年度	21	22	23	24
精密検査未受診者対象人員	180	138	110	173
精密検査済み人員	81	76	64	88
精密検査未受診人員	82	53	40	79
不明人員	17	9	6	6

＊訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3 （一部は市 10/10）

＜目的･事業内容＞

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正し

い知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として４０歳以上子宮がん検診は２０歳以上の女性の市民を対象に実施している。

＜実　績＞

区　分	受　診　者　数					要指導・医療・精検者数				
年度	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
生保等健康診査	36	34	7	4	6	31	34	6	4	6
子宮がん検診	2,037	3,139 (896)	2,891 (942)	3,068 (875)	3,084 (827)	28(5)	43(7)	51(5)	60(1)	59（6）
胃がん検診	505	526	525	600	828	41(1)	41(2)	39(1)	54(0)	73（1）
乳がん検診	721	1,966 (1,047)	1589 (1,025)	2,095 (1,097)	2,007 (990)	79(2)	224(8)	162(10)	214(7)	203(10)
大腸がん検診	2,068	2,191	2,250	3,345 (1,109)	3,760 (884)	188(5)	216(14)	172(6)	284(10)	374(18)
肺がん検診	903	569	596	589	580	71(0)	40(1)	43(0)	37(0)	25（0）
前立腺がん検診	39	74	56	29	100	1(0)	3(0)	9(0)	7(0)	27（0）

※受診者数内の(　)内（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）は、無料クーポン券の利用者数。
※要指導・医療・精検者数内の(　)内は、がん患者発見数。
※２０年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査（生保等健康診査）及び保健指導」を開始した。
※２１年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。
※２３年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

(5) がん検診･特定健康診査受診勧奨事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

がん検診や国保特定健康診査について、未受診者宅への戸別訪問や様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図ることによって生活習慣病対策を進める。

＜実　績＞

年度	23	24
戸別訪問件数	3,877	3,428
啓発用チラシ配布箇所 (チラシ配布枚数)	32 (2,081)	27 (5,322)

4　歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
みんなの健康展〈歯と歯ぐきの健康教室〉延人数	875	668	647	771	731

※「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
歯の衛生週間行事による健診者	565	647	551	504	585

5　難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

＜目的･事業内容＞

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有する者
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

＜実　　績＞

番号	疾　　患　　名	受給者数	番号	疾　　患　　名	受給者数
1	ベーチェット病	29	33	特発性大腿骨頭壊死症	24
2	多発性硬化症	15	34	混合性結合組織病	8
3	重症筋無力症	25	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	60	36	特発性間質性肺炎	5
5	スモン	4	37	網膜色素変性症	35
6	再生不良性貧血	14	38	プリオン病	-
7	サルコイドーシス	8	39	原発性肺高血圧症	-
8	筋萎縮性側索硬化症	9	40	神経線維腫症	1
9	強皮症･皮膚筋炎及び多発性筋炎	58	41	亜急性硬化性全脳炎	-
10	特発性血小板減少性紫斑病	25	42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	-
11	結節性動脈周囲炎	9	43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	1
12	潰瘍性大腸炎	146	44	ライソゾーム病 （ファブリー病[Fabry]病含む）	2
13	大動脈炎症候群	9	45	副腎白質ジストロフィー	-
14	ビュルガー病	9	46	家族性高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ血症（ホモ接合体）	-
15	天疱瘡	6	47	脊髄性筋萎縮症	-
16	脊髄小脳変性症	37	48	球脊髄性筋萎縮症	-
17	クローン病	54	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	50	肥大性心筋症	-
19	悪性関節リウマチ	8	51	拘束型心筋症	-
20	パーキンソン病	176	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	7	53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	-
22	後縦靭帯骨化症	76	54	重症多形滲出性赤斑（急性期）	-
23	ハンチントン病	1	55	黄色靱帯骨化症	3
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	14	56	間脳下垂体機能障害	-
25	ウェゲナー肉芽腫症	1		1．PRL 分泌異常症	2
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	13		2 .ｺﾞﾅﾄﾞﾄﾞﾛﾋﾟﾝ分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	15		3．ADH 分泌異常症	-
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	-		4．下垂体性 TSH 分泌異常症	-
29	膿疱性乾癬	-		5．クッシング病	-
30	広範脊柱管狭窄症	5		6．先端巨大症	8
31	原発性胆汁性肝硬変	18		7．下垂体機能低下症	12
32	重症急性膵炎	-			

6　肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

＜目的･事業内容＞

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが､早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、Ｂ型及びＣ型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸ア

ナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の医療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

<対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

<対象患者>

① 市内に住所（住民票）を有するもの
② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
③ B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
④ B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療をうける予定の者又は治療中の者

<助成期間・回数>

① インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から一年以内で、治療予定期間に則した期間(２４週は７ヵ月、４８週は１年)となり、更新は認めない。
ただし、副作用等による延長、72 週投与による延長は認める。
一定の基準をみたしたものは、2 回目の制度利用ができる。
一定の基準をみたしたものは、テラプレビルを含む３剤併用療法の申請ができる。

② 核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について１か年を限度とする。
ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

<申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

<実　績>　(単位：件)

区分＼年度	20	21	22	23	24
申請者数	102	59	134	136	150
承認	99	57	134	136	150
不承認	1	0	0	0	0
取り下げ	2	2	0	0	0

※平成２０年４月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。
平成２２年４月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。
平成２３年２月よりテラプレビルを含む３剤併用療法の開始

7　結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

＜実　績＞　（単位：人）

区　分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
ＢＣＧ接種	20	-	-	-
	21	-	-	-
	22	924	0	924
	23	822	0	822
	24	769	0	769
レントゲン間接撮影	20	5,572	0	5,572
	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
	24	4,340	0	4,340
レントゲン直接撮影	20	6,503	129	6,632
	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327
	23	7,085	165	7,250
	24	7,606	144	7,750

※平成１７年４月１日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を６５歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成１９年４月１日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのＢＣＧ接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成１７年１２月より、大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
健康相談	165	229	215	194	216
家庭訪問指導	143	375	619	439	368

(3) 医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37 条の 2（結核患者）	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37 条（入院患者）	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第 37 条及び法第 37 条の 2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

＜実　績＞

区　分		入院患者（37 条）	結核患者（37 条の 2）	計
延医療給付件数（件）	20	31	255	286
	21	61	233	294
	22	82	314	396
	23	74	361	435
	24	31	229	260
医療費負担金（千円）	20	3,292	793	4,085
	21	14,075	1,049	15,124
	22	6,694	921	7,615
	23	13,228	697	13,925
	24	2,759	333	3,092

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

＜実　績＞

区分＼年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.0	0	0	0	0	1	1	2	21
24	17	13.7	0	0	0	0	1	0	4	12

8　感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

＜実　績＞　　（単位：件）

	区分＼年度	20	21	22	23	24
一類感染症	ペスト	-	-	-	-	-
	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類感染症	ポリオ	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	ＳＡＲＳ	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ H5N1	-	-	-	-	-
三類感染症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	1	-	1	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-	4	1	2	2
	腸チフス	-	-	-	-	-
	パラチフス	-	-	-	-	-
	合　計	1	4	2	2	2

(2) HIV抗体検査･エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所 管 課	健康対策課
	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国1/2　市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

＜目的･事業内容＞

ＨＩＶ抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、ＨＩＶや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりＨＩＶ感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、ＨＩＶ即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

＜実　績＞　　(単位:件)

区分＼年度	20	21	22	23	24
抗　体　検　査	171	152	126	155	141
相　　談	69	52	51	56	59

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第14回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

・市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等23か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

・12月3日ＪＲ大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

・12月10日保健所でＨＩＶ夜間検査を実施。

※6月の第1週に定められたＨＩＶ検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているＨＩＶ検査の周知を行った。また、6月4日に保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防（梅毒血清反応検査）

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。
ＨＩＶ抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
被 検 査 者		15	10	10	14	18
内　訳	男	11	6	4	3	11
	女	4	4	6	11	7

9　予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実　績＞　　（単位：人）

区分＼年度	20	21	22	23	24
急性灰白髄炎（生ポリオ）	1,853	1,642	1,790	1,727	636
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	-	-	-	-	2,546

四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	-	-	-	-	743
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,571	3,638	3,692	3,569	2,926
二種混合	ジフテリア 破傷風	575	606	601	658	592
麻しん風しん		3,250	3,275	3,215	3,170	3,214
風しん		-	-	-	-	-
麻しん（はしか）		-	-	-	-	-
日本脳炎		1,799	1,475	2,601	3,513	3,368
ＢＣＧ		844	921	928	822	769
インフルエンザ		21,068	19,364	22,536	21,704	21,635
子宮頸がん予防ワクチン		-	-	708	3,903	1,846
ヒブワクチン		-	-	825	3,501	3,429
小児用肺炎球菌		-	-	850	4,161	3,578
合　　計		32,960	30,921	37,746	46,728	45,282

※平成１７・１８・１９・２０年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

※平成１８年４月１日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による２回接種制度が導入され、対象者は第１期 生後１２月～２４月未満、第２期 小学校入学前の１年間(５歳～７歳未満)に見直された。

※平成１９年４月１日の予防接種法改正に伴い、ＢＣＧの予防接種を個別接種で実施した。

※平成２０年４月１日の予防接種法改正に伴い、平成２０年度から５年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第３期対象者（中学１年生に相当する年齢の者）、第４期対象者（高校３年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

※平成２３年５月２０日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。２３年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第４期の対象者である高校３年生相当の年齢の者に高校２年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者（平成７年６月１日～平成１９年４月１日生）に対して、２０歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

※平成２３年２月１日より、大牟田市ワクチン接種緊急促進事業が実施され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌（任意接種）助成対象となった。

※平成２３年５月２０日の予防接種施行令の一部改正により、日本脳炎の接種可能年齢が平成７年６月１日から平成１９年４月１日までの者は、２０歳未満まで拡大された。

※平成２４年９月１日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。

※平成２４年１１月１日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。

１０　公害補償

⑴ 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

＜実　績＞

①被認定者数

（ア）法関係分　　(単位　人)

区分 年度	実認定者数	転入者数（累計）	失効数　（累計）			
			計	死　亡	治癒等	転　出
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19
21	963	19	2,182	1,661	502	19
22	919	19	2,226	1,700	507	19
23	866	19	2,279	1,749	511	19
24	825	19	2,320	1,785	516	19

※法改正により昭和６３年３月以降、新たな認定は行っていない。

（イ）条例関係分　　(単位　人)

区分 年度	実認定者数	失効数　（累計）			
		計	死　亡	治癒等	転　出
20	35	243	149	44	50
21	33	245	151	44	50
22	33	245	151	44	50
23	31	247	153	44	50
24	30	248	154	44	50

※条例に基づき昭和５６年１月以降、新たな認定は行っていない。

②　認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分　　(単位　人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
20	1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1
21	963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22	919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23	866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0
24	825	308	517	314	83	231	510	224	286	0	0	0	1	1	0

（イ）条例関係分　　（単位　人）

区分 / 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
20	35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0
21	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23	31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0
24	30	9	21	11	2	9	19	7	12	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

＜実　績＞

①法関係分　　（単位　千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	-
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	-
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-
24	487,127	157,293	33,395	13,998	201,175	-

②条例関係分　　（単位　千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253
24	23,187	18,435	5,465	776	7,530

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
20	530,248	117,836	1,918	218
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138
24	426,898	108,551	3,119	115

②条例関係分　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
20	21,777	4,726	0	0
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0
24	15,540	4,739	0	0

(4) 保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

＜目的･事業内容＞

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

＜実　績＞

①法関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
20	23	299（実数） 2,684（延数）	452	1	0	247
21	42	250（実数） 2,652（延数）	453	1	0	280（季節性） 307（新型）
22	22	198（実数） 2,296（延数）	410	1	0	176（季節性） 124（新型）
23	19	27（実数） 238（延数）	408	1	0	293
24	15	123（実数） 1223（延数）	389	1	0	284

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は２０年度から実施（条例関係分も同様）。

※２１年度、２２年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

②条例関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
20	1	10（実数） 98（延数）	7	1	0	11
21	1	8（実数） 121（延数）	9	1	0	12（季節性） 7（新型）
22	1	8（実数） 128（延数）	14	1	0	9（季節性） 1（新型）
23	0	0	16	1	0	7
24	0	3（実数） 49（延数）	14	1	0	6

(5) 健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

法改正（昭和６３年３月１日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

＜実　績＞

①健康相談事業

年度	名　称	実施回数	延参加者数（うち個別相談者数）	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問実施件数
20	ぜん息予防教室	7	135（ 7）	0	0
21	ぜん息予防教室	8	201（ 9）	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94（ 2）	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95（ 7）	0	0
24	ぜん息予防教室	8	113（ 3）	0	0

※２１年度の実施回数のうち１回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したもの。

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後の数（アレルギー素因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への参加につなげた数（延）
20	12	3,505	675	347	47
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36
24	12	4,350	672	454	46

※１６年度から４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児の健診が委託化されたため、その結果をもと

にスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
20	28	108	5日間
21	15（A日程） 23（B日程）	63（A日程） 100（B日程）	A日程・B日程 とも5日間
22	-	-	-
23	14（A日程） 6（B日程）	58（A日程） 26（B日程）	A日程・B日程 とも5日間
24	17（A日程） 9（B日程）	78（A日程） 40（B日程）	A日程・B日程 とも5日間

※２１年度、２３年度以降はA日程・B日程各５日間を２回（延１０日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

※２２年度の水泳訓練教室は中止した。

第９節　生活衛生

１　食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
20	3,318	1,766
21	3,171	1,884
22	3,151	1,712
23	3,133	1,323
24	3,078	1,757

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

＜実　績＞

年度	収去検査数	不適件数
20	204	0
21	178	0
22	206	0
23	187	1
24	157	1

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

＜実　績＞

年度	実施回数	延べ受講者数
20	32	1,103
21	29	1,008
22	34	1,295

23	36	1,160
24	32	1,124

(4)食中毒発生状況

	発生年月日	患者数	原因物質	原因施設
1	平成24年10月2日	1人	アニサキス	不明

(5) 生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法　他９法 １実施要領　１衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
20	4,479	236
21	4,477	32
22	4,468	72
23	4,465	42
24	4,443	104

(6)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

＜実　績＞

年度	検査数	不適件数
20	11	0
21	12	0
22	12	1
23	12	0
24	12	0

(7)衛生害虫相談

根拠法令等	―	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

＜実　績＞

年度	相談件数
20	406

21	236
22	173
23	161
24	264

2　医事・薬事関係事業

⑴ 医療施設等監視･指導

①医療施設等監視･指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

＜実　績＞

	年度 項目	20	21	22	23	24
病　　院	施 設 数	25	25	25	25	24
	監 視 数	25	25	25	25	24
	新　　規	0	0	0	0	0
	廃　　止	0	0	0	0	1
一 般 診 療 所	施 設 数	143	142	140	138	135
	監 視 数	34	30	33	32	29
	新　　規	3	1	3	4	4
	廃　　止	2	2	5	6	7
歯 科 診 療 所	施 設 数	81	81	81	79	80
	監 視 数	17	16	18	16	16
	新　　規	1	0	7	9	7
	廃　　止	1	0	7	11	6
衛 生 検 査 所	施 設 数	3	3	3	3	3
	監 視 数	2	1	2	1	2
	新　　規	0	0	0	0	0
	廃　　止	0	0	0	0	0

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

＜実　績＞

免許等種別		24年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	6	0	0	3	9
	歯科医師	1	0	0	1	2
	薬剤師	14	5	1	0	20
	保健師	8	3	0	0	11
	助産師	0	0	0	0	0
	看護師	57	51	4	0	112
	診療放射線技師	1	1	0	0	2
	臨床検査技師	2	0	0	0	2
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	22	1	1	0	24
	作業療法士	16	9	2	1	28
	歯科技工士	1	0	0	0	1
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	15	2	0	0	17
	死体解剖医	0	0	0	0	0
県知事免許等	准看護師	47	28	12	0	87
	栄養士	17	6	0	0	23
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合　計		207	106	20	5	338

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市　9/10 高田町 1/10

＜目的･事業内容＞

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和５２年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和５３年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成１４年度から開始した。

＜実　績＞

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比(%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
20	75	(538) 4,841	(1,898) 4,477	(1,142) 3,370	(301) 1,142	(464) 631	(183) 263	(4,526) 14,724	30.7	3,255	22.1
21	74	(606) 6,013	(2,094) 5,411	(1,210) 3,948	(223) 1,175	(442) 576	(175) 206	(4,750) 17,329	27.4	4,075	23.5
22	73	(546) 4,812	(1,408) 4,640	(934) 2,850	(147) 1,219	(363) 501	(110) 129	(3,508) 14,151	23.0	3,181	23.3
23	73	(667) 4,602	(1,874) 5,006	(975) 2,500	(167) 1,094	(425) 589	(172) 196	(4,280) 13,987	30.6	2,999	21.4
24	75	(588) 4,931	(1,186) 4,144	(1,051) 2,830	(132) 1,209	(410) 534	(121) 157	(3,488) 13,805	25.3	3,107	22.5

（　）内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比(%)	地域外比(%)
				小児科	その他	計		
23	293	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(539) 1,816	(6) 10	(545) 1,826	29.8	21.0
			7歳以上	(176) 812	(61) 100	(237) 912	26.0	10.5
		午後10時以降	0歳～6歳	(22) 108	(1) 1	(23) 109	21.1	18.3
			7歳以上	(7) 36	(61) 61	(68) 97	70.1	22.7
23年度　計				(744) 2,772	(129) 172	(873) 2,944	29.7	17.7
24	290	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(334) 1,235	(1) 6	(335) 1,241	27.0	19.5
			7歳以上	(111) 543	(21) 68	(132) 611	21.6	14.1
		午後10時以降	0歳～6歳	(10) 71	(1) 3	(11) 74	14.9	24.3
			7歳以上	(7) 30	(19) 27	(26) 57	45.6	15.8
24年度　計				(462) 1,879	(42) 104	(504) 1,983	25.4	17.9

(　)内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的

な立入検査の実施による監視・指導を行う。

＜実　績＞　　※薬事法改正（Ｈ２１）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業					
	店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
20	(8)	(18)	(8)	7	4	4
21	13(2)	25(15)	9(1)	7	3	0
22	20(1)	46(1)	8(0)	4	4	0
23	22(0)	41(2)	4(1)	2	1	1
24	33(0)	70(0)	19(0)	0	3	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
20	61	20	2	10	2	3	9	0	0
21	54	26	4	10	7	3	7	2	1
22	54	22	16	10	6	0	5	3	0
23	56	22	11	10	2	1	5	0	1
24	54	29	14	10	4	4	4	2	1

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
24	11	5	8

(4) 薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6･26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

＜実　績＞

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
20	高専１校	209	1	700
21	高等学校１校、高専１校	880	1	600
22	高専１校	215	1	1,000
23	なし	0	1	1,000
24	なし	0	1	700

(5) 不正大麻･けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

＜実　績＞

種別／年度	け　し		大　麻	
	件　数	株　数	件　数	株　数
20	15	2,965	0	0
21	5	690	0	0
22	16	1,669	0	0
23	9	810	0	0
24	14	1093	0	0

(6) 健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

＜実　績＞

年度	対　策　実　施　状　況
22	・　大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2 月） ・新型インフルエンザの総括について ・各関係機関との情報共有や意見交換 ・今後の問題について　　等 ・　大牟田市健康危機管理研修会の開催（2 月） ・インフルエンザの現状と今後の課題について
23	・　大牟田市健康危機対策会議の開催（4 月） ・新型インフルエンザ(A/H1N1)対策に関する取り組みについての総括について ・その他 ・　大牟田市健康危機管理連絡会議の開催 、健康危機管理研修会（2 月） ・各機関の最近の状況について ・今後の問題について ・その他 ・講話「危機管理体制について」
24	・　大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2 月） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法について ・各関係機関の最近の状況について ・　大牟田市健康危機管理研修会の開催（2 月） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法について ・身近な危機管理

3　動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

＜実　績＞

①狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
20	585	2,414	2,436	4,850	5	2
21	557	2,351	2,431	4,782	5	3
22	477	2,230	2,416	4,646	7	0
23	482	2,086	2,474	4,560	8	1
24	499	2,000	2,426	4,426	9	3

②捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
20	12	23	29	59
21	15	9	35	72
22	5	11	48	33
23	4	5	30	19
24	26	7	35	51

③苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合せ	合計	指導件数
20	23	100	103	18	852	1,096	150
21	21	77	111	27	864	1,100	129
22	16	87	132	15	1,475	1,725	146
23	23	67	99	6	1,671	1,866	134
24	23	66	190	39	2,190	2,508	167

(2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

＜実　績＞

①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
20	16	50	62	136	115	98	2	10	27	4
21	55	40	34	20	108	249	1	10	28	1
22	26	29	14	6	98	150	3	11	24	0
23	16	6	23	28	98	136	0	6	43	0
24	18	13	9	70	103	116	1	11	37	0

②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
20	165	19	13	71	268	52
21	180	21	22	81	304	71
22	241	18	16	69	344	42
23	206	17	26	82	331	51
24	210	9	33	148	400	100

③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
20	62	15
21	66	15
22	70	15
23	67	15
24	61	14

(3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

年少者に対する出張動物ふれあい教室、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- 小犬里親さがし・動物飼育相談
- 譲渡犬等の調査・指導
- 動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- 犬のしつけ方教室の開催

＜実　績＞

①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
20	11	9	18	0	38
21	9	9	19	0	37
22	10	12	21	0	43
23	10	11	20	1	42
24	10	8	22	0	40

②犬猫の譲渡数（小犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
20	36	105	13	143	47	208	115
21	55	69	29	147	63	180	95
22	56	42	30	99	54	173	86
23	47	38	29	133	67	199	101
24	32	52	15	135	66	168	103

③譲渡犬等の調査・指導

年度	センター・里親さがし譲渡犬適正管理調査	犬の繁殖制限指導	狂犬病ワクチン未注射飼育者指導
20	14	2	1,391
21	7	0	630
22	4	4	812
23	35	2	947
24	2	2	838

4　葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和５８年、５９年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和５９年７月２５日に完成、８月１日から供用開始となった。

人体炉６基、汚物炉１基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約１，８００件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

＜実　績＞

年度	利用状況											
	合　計				市　内				市　外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
20	1,756	1,719	3	34	1,690	1,658	3	29	66	61	0	5
21	1,708	1,667	4	37	1,646	1,610	3	33	62	57	1	4
22	1,760	1,716	4	40	1,685	1,643	4	38	75	73	0	2
23	1,823	1,791	4	28	1,754	1,733	4	17	69	58	0	11
24	1,882	1,853	3	26	1,806	1,785	3	18	76	68	0	8

5　試験検査

(1) 微生物･臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、Ｏ１５７）
- 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）他）
- 痰（塗抹）検査（結核菌）
- 血清検査（ＨＩＶ抗体,梅毒）

＜実　績＞

検査項目＼年度	20	21	22	23	24
病原微生物検査	8,162	8,430	7,637	7,485	11,097
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	186	162	134	177	159
その他	0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2) 食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

＜実　績＞

検査項目＼年度		20	21	22	23	24
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	169	154	172	190	150
	理化学的検査	40	26	19	21	26
食中毒関係検査	微生物学的検査	59	56	145	0	21
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3) 環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 飲用水検査
- 利用水等検査（プール水）

＜実　績＞

検査項目＼年度		20	21	22	23	24
飲用水検査	細菌学的検査	14	15	15	3	0
	理化学的検査	14	15	15	3	2
利用水等検査	細菌学的検査	11	12	12	12	12
	理化学的検査	11	12	12	12	12

(4) 環境保全･廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 大気検査（重金属、降下ばいじん）
- 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- 廃棄物関連検査
- その他

＜実　績＞

検査項目＼年度		20	21	22	23	24
大気検査		112	115	112	116	102
水質検査	細菌検査	26	26	26	17	13
	化学検査	213	201	197	172	159
廃棄物関連検査		24	24	25	13	3
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	1	0	0	0

第１０節　関連団体

１　公益社団法人大牟田市シルバー人材センター

（1）シルバー人材センターの概要

＜設　　立＞

法 人 格　　公益社団法人
設立許可　　昭和６１年４月１日許可
　　昭和６１年２月２５日任意団体設立

＜目　　的＞

働く意欲と能力をもった高年齢者（６０歳以上）に、生きがいづくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

＜事業内容＞

① 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
② 高年齢者の就業に関する調査研究
③ 高年齢者の就業に関する相談
④ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供
⑤ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための職業紹介事業及び一般労働者派遣事業
⑥ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
⑦ その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

＜機　　構＞　　（平成２５年４月１日現在）

理 事 長 ―― 役　　員（理事１５　監事　２）
└―― 事務局長 ― 事務局次長 ―― 総務課長 ― 総務担当（２名）
　　業務課長兼務
　　└―― 業務主任 ― 業務担当（２名）

（2）平成２４年度事業実績及び会員数

①事業実績（職種別）

区　　分	受注件数	就業延人数	事　業　収　入	構 成 比
技　　術	8	19	42,400	0.0%
技　　能	2,557	12,108	63,472,140	24.7%
事務整理	47	342	719,895	0.3%
管　　理	519	25,239	83,943,322	32.7%
折衝外交	21	3,867	3,764,881	1.5%
一般作業	6,044	23,057	70,835,083	27.6%
サービス	541	11,416	33,921,922	13.2%
そ の 他	0	0	0	0.0%
合　　計	9,737	76,048	256,699,643	100%

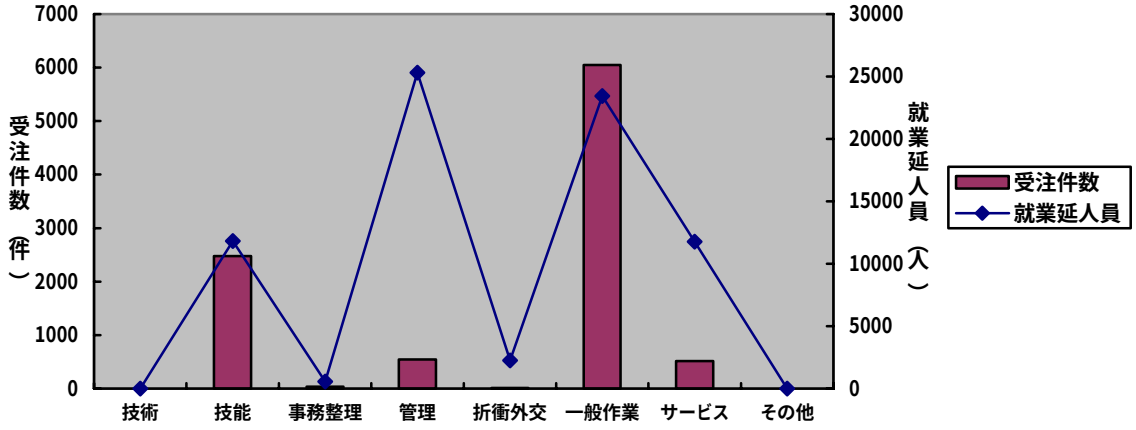

②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技　　術	6	0	6	1.0%
技　　能	96	8	104	17.0%
事務整理	11	5	16	2.6%
管　　理	233	2	235	38.5%
折衝外交	2	4	6	1.0%
一般作業	110	35	145	23.7%
サービス	21	78	99	16.2%
計	479	132	611	100.0%

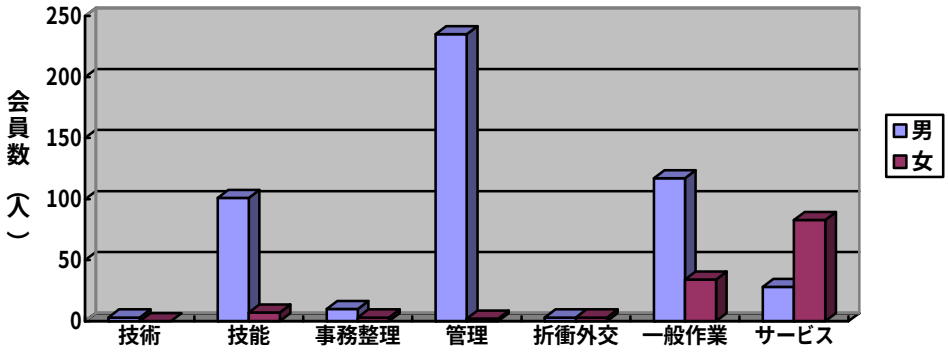

1）事業実績

一般家庭、事業所、公共団体から仕事を受注し、事業を実施した。地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中で、事業実績は前年度と比べ、微減（前年度比 0.3%減）した。

2）普及啓発事業

(1) センター事業の普及啓発活動

①会員の拡大及び就業の拡大を図るため、市民及び事業所向けのチラシを作成し、市内全戸配布や就業先近隣での配布等に取り組んだ。

②行政の介護保険窓口にチラシを置き、地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者の福祉・家事援助事業の拡大・拡充に取り組んだ。

③銀座通商店街の十日市や夏のひまわり畑等のイベントへ参加し、リサイクル事業の品物や生きいきシルバー農園の農作物の販売を行い、センター事業の普及啓発に取り組んだ。

④地元新聞社へセンター活動の情報提供を行うとともに、１０月のシルバー人材センター全国普及促進啓発月間に市行政及び市議会へセンター事業への支援要請を実施した。

⑤無料情報誌「どがしこでん」やホームページを活用し、会員の拡大及び就業の拡充を図るために情報発信を行った。

(2) 社会参加・ボランティア活動

①「大蛇山まつり」市民総踊りへの参加（参加者３９名）と会場の清掃奉仕活動（参加者８０名）

②高齢者生きがい創造センター周辺の樹木剪定、除草作業（１０月６日（土）参加者８２名）

③市役所の樹木剪定、清掃奉仕活動（１０月２０日（土）参加者６５名）

3）安全・衛生、適正就業の強化

「安全はすべて優先する」を基本として、安全・衛生委員会の開催、安全パトロール、高齢者交通安全講習会等を実施した。また 24 年度は猛暑が続いたため、各職群の班長会議で夏場の事故防止と熱中症対策への注意喚起を行った。24 年度の就業中の傷害事故・物損事故はそれぞれ６件であり、前年度と比べ、１件ずつ増加した。

4）相談事業

①就業相談の実施

職業訓練生への就業相談を行った。

②入会及び登録説明会の開催

シルバー人材センターへ入会を希望する高齢者を対象に、毎月２回の入会説明会及び毎月１回の登録説明会を実施した。また、入会後の未就業者には、２ヶ月を目途に、未就業による退会を防止するために他職種への登録変更等の就業相談を行った。

5）研修・講習事業

(1) 子育て支援講習会

①レクリエーション講習会

１２月に女性会員９人を対象に、センターにおいてレクリエーション協会の講師による講習会を実

施した。

②接遇研修会

福祉・家事・育児支援の会員１９人を対象に、センターにおいて福岡県シルバー人材センター連合会講師による接遇研修を実施した。

(2) 屋内清掃講習会

家事援助会員２０人を対象に、センターにおいてプロの講師による清掃講習会を実施した。

(3) 除草講習会

①新人研修会

除草作業を希望する新入会員を対象に、旧新開クリーンセンターにおいて除草班長による実技講習会を実施した。

②全体研修会

除草班の会員を対象に、エコサンクセンターにおいて福岡県シルバー人材センター連合会事務局長による「シルバー人材センター会員の心得及び責任と義務について」の講演会及び「高齢者交通安全講習会」を実施した。

(4) 剪定講習会

①初級講習会

新入会員を対象に、旧新開クリーンセンターにおいて剪定班長４名で２日間にわたり初級剪定講習会を実施した。

②市民講習会

公募した市民１９名を対象に、市内小学校において剪定班長６名で１日間の市民剪定講習会を実施した。

(5) パソコン講習会

福岡県の補助事業を活用し、シルバー世代２７人を対象に、iPad の基礎的な知識及び操作に関する講習会を実施した。

6）調査研究事業

福岡県共助社会づくり事業（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）を活用し、市民及び企業を対象にアンケート調査を実施し、地域社会のニーズの情報収集を行った。また、シルバー世代を対象 iPad を使った能力開発やキャリア調査を実施し、この中からシルバーサポートチームが編成され、センターの営業活動や仕事づくり等への提案を受けた。

２　社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第 109 条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府県市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という２つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成１２年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第１０９条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であると明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和２６年に任意団体として発足し、昭和４７年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、関係機関・団体および行政等と協働して、様々な福祉課題の解決に積極的に取り組んでいる。

(2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

（平成２５年８月１日現在）

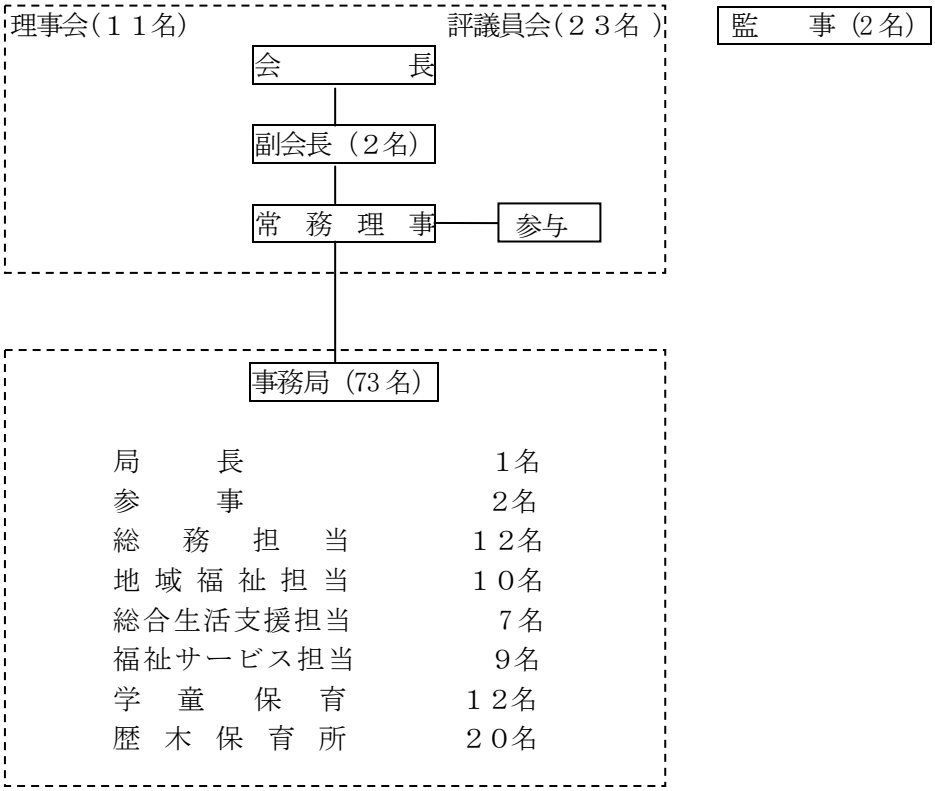

評議員及び理事選出区分一覧表			
区分	所　属　名	評議員	理　事
1	校区社会福祉協議会代表	6	1
2	民生委員・児童委員代表	2	1
3	町内公民館連絡協議会代表	1	1
4	社会福祉事業施設代表	2	1
5	福祉団体代表	3	1
6	ボランティア団体代表	1	1
7	ＮＰＯ法人代表	1	0
8	社会福祉関係公務員代表	1	1
9	市議会代表	1	1
１０	学識経験者	5	3
合　計		２３名	１１名

(3) 社会福祉協議会の実施事業

東日本大震災から２年が経過いたしましたが、今なお、多くの被災者が困難な生活を強いられている。復興への道程は相当の期間にわたるものとされる中、時間的経過とともに変化するニーズを踏まえ、これからも継続して被災者支援に取り組んでいきたいと考えている。また、昨年７月、九州北部豪雨災害に見舞われ、各地の社協で災害ボランティアセンターが立上げられ、多くの災害ボランティアの支援活動を得て、早期に復旧できたことは大きな成果でもありました。本会においても、近隣災害ボランティアセンター支援事務局を立上げ、スタッフや災害ボランティアを派遣したところである。

さて、昨今の社会情勢は依然厳しく、長期にわたる経済不況が続いている中、少子・高齢化の進展、核家族化による家族機能の低下や若年労働者人口の減少など大きく変化してきている。これまで、家族や地域等が有してきた相互扶助機能が著しく低下する中で、介護や子育て、孤立、虐待、貧困などの生活支援を必要とする地域福祉課題がクローズアップされ、これらの問題解決のためには公的サービスだけでは対応できない状況が増えている。そのような中、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の使命は非常に重要であり、様々な情報、交流、ネットワーク活動を行政や関係機関と協働し、地域における課題解決のための中心的な役割を担うことが求められている。

上記の状況を踏まえ、平成24年度事業について第２次地域福祉実践計画の３本の活動指針に沿って報告する。

活動指針１「つながり、支えあいのある“あたたかい地域”を実現する」

校区社協会長連絡協議会や民生委員・児童委員協議会と協働し、福祉委員による要援護者の見守り・訪問活動を各校区で実施している。

また、高齢者等の憩いの場、介護予防の場、子育て支援の場としてのサロン活動については、実践計画の目標値を超えた。次年度からは、サロンの活性化に努める。

子育て支援においては、くぬぎ保育所が民間移譲されてから、下半期以降は定員90名を確保、継続することができた。さらに市受託事業として、学童保育所運営事業・ファミリーサポートセンター運営事業などに取り組んた。

活動指針２「小さな声にも応える福祉サービスを提供し普及に努める」

おおむたキャロットサービス（住民参加型福祉サービス）は、市民に対して徐々にサービスが定着するようになり、年間活動件数も昨年度の倍以上の伸びとなった。今後も、協力会員・利用会員の登録の増加を目指し、大牟田特有のインフォーマルサービスとして拡充していく。

高齢者等福祉対策については、高齢者、障がい（児）者に対する介護保険事業・障害者自立支援事業をはじめ、住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）や日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）に取り組んた。また、介護保険事業として昨年３月より総合福祉センター３Ｆでオープンした小規模デイサービス“ふれあい処えいる”も、当初目標よりも利用者が増え、順調な事業運営となった。

広報については、機関紙「きらり」の発行をはじめ、社協ホームページの充実、事務局通信「きらり」の月１回発行など、情報提供の充実に努めた。

活動指針３「誰もがまちづくりに参加できる活動をすすめる」

平成２４年度は、ボランティアセンターの活性化に向けて、ＮＰＯ・ボランティア・市民活動関係者等と協

働体制が構築されるよう、定期的に話し合いを重ねた。
加えて、非常時に災害ボランティアセンターの設置がスムーズにできるよう、市・県内外の社協ネットワークを活用し災害対応の体制整備に努めていく。
また、障害福祉総合ボランティア養成講座、市民後見人実践講座などの各種養成講座や第３回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会＆社協“絆”フェスティバル、第４回大牟田市地域福祉大会、知的障がい児・者医療支援プロジェクト、コミュニティバス運行支援など、多職種協働で様々な事業に取り組んだ。

(4) 校区社協活動への支援

①校区社協会長研修会の開催

校区社協会長が大牟田市の地域福祉の現状等を捉え、校区社協間で連携を深めることにより自校区での地域福祉活動の向上を図ることを目的に校区社協会長研修会を開催。各校区の事例発表を通して意見交換を実施し、横のつながりの充実を図った。

【開催日】平成 24 年 6 月 15 日（金）
【場　所】総合福祉センター　中会議室
【内　容】■講演
「一人の百歩より、百人の一歩」
駛馬南校区社協　会長　汐待 律子　さん
■事例発表
（1）「住民組織の連携について」
手鎌校区社協　会長　猿渡 英昭　さん
（2）「ふれあい活動推進員の活動について」
笹原校区社協　会長　三浦 紀子　さん
（3）「校区社協と NPO の協働によるまちづくり」
三池校区社協　会長　岡本 雅子　さん
【参加者】21 名

②合同研修会の開催

地域リーダーである校区社協・民児協・連協・まち協の各会長が、地域福祉活動の推進方法等を研修・研鑽することを目的に合同研修会を開催した。今年度のテーマは「災害」。

【開催日】平成 24 年 11 月 15 日（木）
【場　所】総合福祉センター　大会議室
【内　容】■講演
「そのとき地域はどう動いた」
～九州北部地方豪雨災害の経験から～
（講師）
うきは市社会福祉協議会　國武　竜一さん
【参加者】61 名

(5) 小地域ネットワーク活動の拡大

地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、平成 18 年度に福祉委員制度が発足した。各校区の世帯数に応じ、概ね 100～150 世帯に 1 人の割合で配置された福祉委員が、見守り・訪問・支援活動を行っている。改選期である平成 24 年度は、4 期目の福祉委員 361 名が福祉委員として委嘱を受け、市内各地で活動展開中である。

平成 24 年 7 月 10 日～14 日にかけて、福祉委員の役割や地域福祉活動の意義等について総合福祉センターで「福祉委員研修会」を開催した。また、各校区において、小地域ネットワーク活動における福祉委員と民生委員・児童委員等との連携等をテーマに福祉座談会や意見交換会等を下記のとおり実施した。

(福祉座談会等の実施状況)　　※市社協が出席した分のみ掲載

開催日	校　区	参加者（人）	開催日	校　区	参加者（人）
7 月　7 日	手　鎌	40	10 月 24 日	三　池	40
8 月　6 日	中　友	36	11 月 12 日	天　道	30
8 月 17 日	明　治	24	12 月　2 日	吉　野	30
8 月 18 日	倉　永	23	12 月　5 日	みなと	26
8 月 30 日	白　川	40	1 月 17 日	羽山台	20
9 月 21 日	大牟田	30	1 月 27 日	倉　永	28
9 月 28 日	白　川	40	2 月 25 日	玉　川	13
10 月 15 日	笹　原	30			

(6) ふれあいサロン活動の拡大

①ふれあいサロン事業の推進

地域に住む高齢者や子育て中の人達や障がいを持った人達が地域で楽しくすごす憩いの場、集いの場として重要視されている“ふれあいサロン活動”を推進した。

３月末現在、119 箇所のサロンが登録されている。

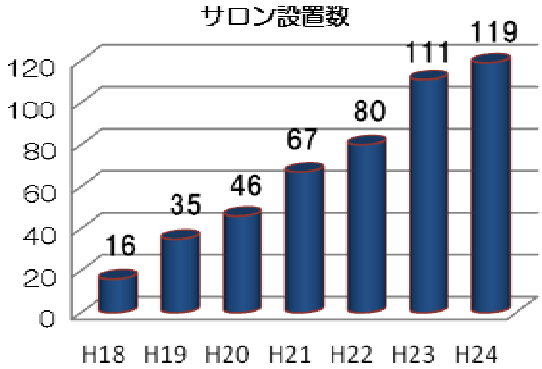

②サロン連絡会の開催

サロン活動の活性化および団体相互の親睦と情報交換を目的として、各サロンの取り組みの紹介や、レクレーション講習会等を実施した。11 月 29 日（木）に総合福祉センター大会議室にて、第１回サロン連絡会を開催した。3 人のサロンの代表者に、日頃のサロン活動等の事例発表をいただいた。参加者にも、それぞれのサロンの取組みについて経費の仕組み・工夫や実施方法等について活発に質問をいただいた。3 月 28 日（木）、イオンホールにて開催した第２回サロン連絡会では、市の生涯学習課や長寿社会推進課からの各種出前講座や「よかばーい体操」等のお知らせの後、「サロンで使える“楽しい”レクリエーション」と題してヒューマン・コミュニケーション研究所の添田譲二先生にご指導いただいた。「リズムでグー・チョキ・パー」（手の運動）や「キャッチ棒くん」（新聞紙とカラービニールテープを使ったゲーム）等、実際サロンで気軽に遊べるゲームを多く紹介いただいた。

(7) 子育て支援事業

①子育てきらりフェスタの開催

子育て中の母親たちの情報受発信と子育て支援の一環として、子育て中の親子が楽しめるイベントを実施。本年度は、父親のイベント参加のきっかけづくりとしての夏祭りやプレーパークのほか、母親たちの特技や意見を取り入れたイベントも実施した。

■開催日：７月 21 日（土）　第 11 回　夏祭り　　来場者：約 200 人
　　９月 15 日（土）　第 12 回　プレーパーク　　来場者：約 300 人
　　２月 16 日（土）　第 13 回　企画はママ！　　来場者：約 200 人

②マザーリーフ

子育て中のお母さん同士の情報交換の場や子どもとのふれあいの場として毎週水曜日（第５週は除く）に開催した。

■内容：読み聞かせ、体重・身長計測、季節の行事、自由遊び等

(参加者数:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人	35	38	47	35	32	46	36	52	44	34	42	24	466
子ども	38	38	49	41	38	59	42	66	58	46	57	34	566
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	2	3	2	2	2	5	4	10	8	11	8	8	65
計	75	79	98	78	72	110	82	129	110	91	107	66	1,097

③子育て情報誌れみぃの発行

子育て情報誌「れみぃ」を年3回、地元新聞社と共同発刊し、子育て世代や関係者への情報発信に努めた。

■発 行 日： 5号（6/26）、6号（10/30）、7号（3/12）

■発行部数：各15,000部

■配 布 先：幼稚園・保育園、学童保育所、病院、ゆめタウン大牟田、イオンモール大牟田、JR大牟田駅等

④チャイルドシート貸出状況

家庭で不要になったチャイルドシートを譲り受け、必要としている子育て家庭に貸し出した。

(貸出状況)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	33	17	11	38	26	39	31	24	35	34	10	28	326

⑤情報掲示板「Babecle（ベビクル）」の運営

使わなくなった育児用品をゆずりたい人から必要な人に渡すための情報をホームページ等を通して提供したが、4月10件、5月5件の譲り渡しが成立しただけであった。今後は有効に活用されるような広報等の工夫が必要である。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

子育てのお手伝いをしたい人（協力・相互会員）と子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）との相互援助活動（コーディネイト）を行うとともに、協力・相互会員養成講座の実施や事業の周知啓発に努めた。

① 講座の開催

養成講座	平成24年6月26日（火）・29日（金）・7月3日（火）・6日（金）４日間 計8時間（８名登録）
ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ講座	平成24年6月21日（木）・11月27日（火） 平成25年2月16日（土）【公開講座】　　計6時間
安全対策講習会	平成24年11月16日（金）

② 会員数及び活動状況

(会員数)

	22年度	前年比（%）	23年度	前年比（%）	24年度	前年比（%）
利用会員	623	94.9	675	108.3	719	106.5
協力会員	120	107.1	128	106.6	128	100.0
相互会員	80	102.5	87	108.7	93	106.9
合　　計	823	97.2	890	108.1	940	104.5

(活動状況)

活　動　の　主　な　内　容	22年度件数	23年度件数	24年度件数	前年比(%)
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	332	144	47	32.6
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	258	249	43	17.3
子供の病気時の援助	24	27	14	51.9
子供の習い事等の場合の援助	189	278	147	52.9
保育所・学校等休み時の援助	19	16	26	162.5
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	11	51	9	17.6
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	0	3	7	233.3
保護者等の外出の場合の援助	62	79	34	43.0
保護者の病気、その他急用の場合の援助	81	129	4	3.1
その他	2	19	11	57.9
合　　計	978	995	342	34.4

※利用件数が昨年と比較して大幅に減少した要因としては、定期利用者の対象上限年齢（小学校6年生）到達や保育園等での延長保育及び休日保育の実施、幼稚園での低料金での預かり事業など大牟田市における子育て支援事業の充実などが考えられる。

(9) 放課後児童健全育成事業 (学童保育所･市受託事業)

放課後児童対策として、昼間児童（小学校１年生～概ね小学校３年生）の養育ができない家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

(入所児童数:平成25年3月31日現在)

学童名	三　池	高　取	中　友	白　川	大牟田	平　原	合　計
児童数（人）	31	9	15	38	43	15	151

(10) くぬぎ保育所運営事業

大牟田市からの民間移譲を受け１年が経過した。園児や保護者が不安にならないように公立での保育方針を踏襲しつつ、毎月の行事についても田植えや味噌作りなどの食育や高齢者施設を訪問し世代間交流を行うなど新たな取り組みを行った。さらに園外の方に「どんぐり通信」を発行し、保育情報の発信はもとより未就園児とその保護者に対して保育体験を実施するなどの取り組みを行い、地域の子育て支援拠点としての役割を担った。

(各月初日児童数)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4月	3	10	16	16	13	18	76
5月	3	11	17	16	13	18	78
6月	4	12	17	16	14	18	81
7月	4	14	18	17	14	18	85
8月	6	14	18	18	14	18	88
9月	6	14	17	18	14	18	87
10月	8	14	18	18	15	18	91
11月	9	15	19	18	16	18	95
12月	10	15	19	18	16	18	96
1月	10	15	20	18	17	18	98
2月	10	15	20	18	16	18	97
3月	10	15	20	18	17	18	98

実施日	主な行事内容	実施日	主な行事内容
4月　1日	入園式	10月　7日	運動会
5月　5日	子育て講演会	10月15日	芋ほり、稲刈り体験
5月18日	バス遠足（干潟よか公園）	11月　8日	ふれあい動物園
6月30日	田植え体験	12月22日	クリスマス会
7月14日	親子味噌作り体験	12月26日	三池学童保育所との交流会
7月28日	ちびっこ総踊り	1月　8日	世代間餅つき交流会
8月4日～5日	年長児お泊り保育	2月　1日	豆まき
9月　1日	親子ふれあいバザー	3月17日	卒園式
9月　5日	「ふれあい処えいる」利用者との第1回交流会（24年度は12回実施）		

(11) 高齢者福祉対策の推進

①介護保険事業の充実

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護（ケアプランの作成）、通所介護（ふれあい処えいる）の４事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

訪問介護事業（ホームヘルプ）実績

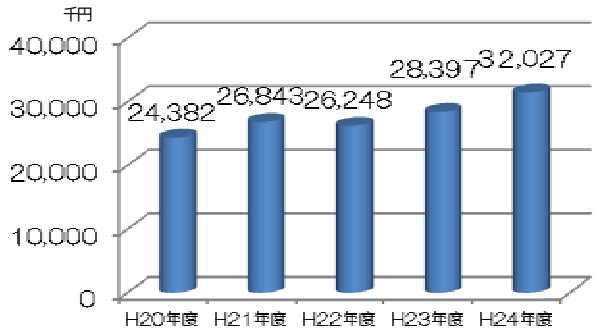

訪問入浴事業（入浴サービス）実績

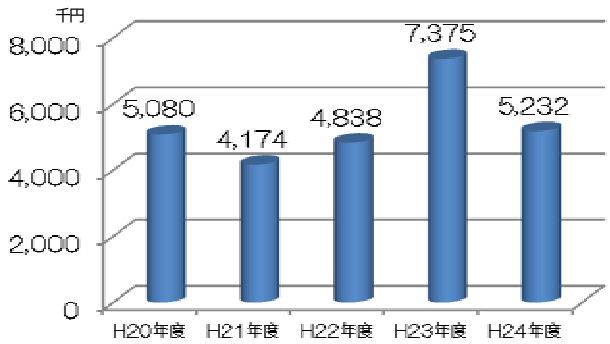

居宅介護支援事業（ケアプラン）実績

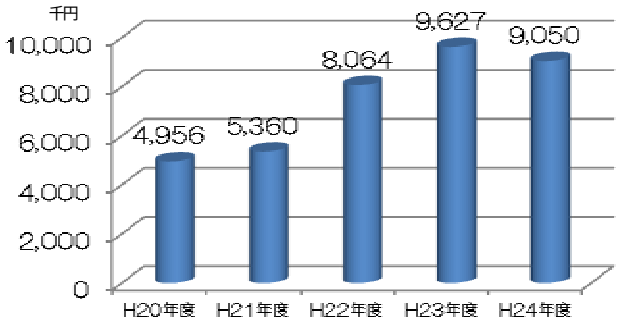

通所介護事業（ふれあい処えいる）四半期実績

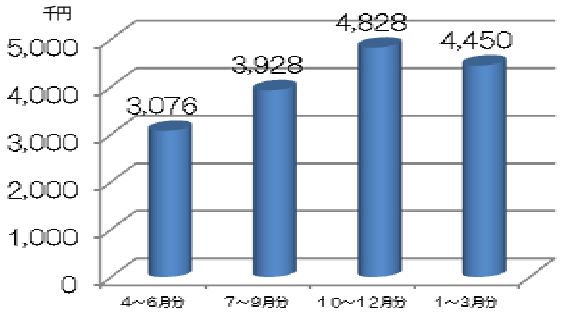

(各年度事業実績)

事　業　名		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
訪問介護サービス	収入（円）	24,382,462	26,843,182	26,248,165	28,396,728	32,027,405
	件数（件）	6,832	7,637	7,411	8,239	9,683
訪問入浴サービス	収入（円）	5,080,000	4,173,859	4,837,532	7,374,639	5,232,207
	件数（件）	393	321	374	549	411
居宅介護支援事業	収入（円）	4,955,500	5,359,500	8,063,700	9,627,140	9,050,200
	件数（件）	575	586	652	810	847
通所介護（えいる）	収入（円）	—	—	—	377,423	16,283,080
	件数（件）	—	—	—	36	1,763
総合計	収入（円）	34,417,962	36,376,541	39,149,397	45,775,930	62,592,892
	件数（件）	7,800	8,544	8,437	9,634	12,704

【平成 24 年度介護保険事業の総括】
■訪問介護事業では前年度実績より 3,631 千円増となり、事業件数についても、延 1,444 件増となった。
当初予算と比較するとほぼ同額程度なり、当初目標より 6%増で達成。
■訪問入浴事業では前年度実績より 2,142 千円減となり、事業件数は 138 件減となり、当初目標は未達成。
■居宅介護支援事業では前年度実績より 577 千円減、当初予算比較で 2,872 千円減、当初目標未達成。
■通所介護（えいる）事業では、当初１日あたり 5.5 人の利用者を予算計上していたが、下半期より、平均６人を下回ることはなくなった。初年度の決算としては、上々の滑り出しとなった。
※４事業合計として、前年度実績と比較すると 16,817 千円収入増という結果となった。

②介護予防･相談センターの運営（市受託事業）

中央地区包括支援センターのサブセンターとして、平原・上官校区を担当し、要介護認定により要支援と認定された高齢者及び二次予防事業対象の高齢者に対して、介護予防プラン等の作成や訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。さらに平成 24 年 10 月の地域包括支援センター再編を受け、白川・大牟田・大正・中友校区を新たに担当した。

(各年度事業実績)

事　業　名		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
介護予防・相談センター	収入(円)	3,129,000	3,511,080	3,442,720	3,779,360	4,853,480
	件数(件)	621	701	660	762	704

③日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

(実施状況)

	22 年度	前年比（%）	23 年度	前年比（%）	24 年度	前年比（%）
人　数	20	117.6	27	135	40	148.1
件　数	227	156.6	451	198.6	615	136.4

④「在宅介護者の会」活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

■大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」…会員数 23 人
【目　的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的に実施。
【定例会】毎月第４水曜日に実施。
※介護体験を語るおしゃべり会を中心に、学習会、花見・新年会などを実施。また、年 2 回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ。
【その他】会員増のため、社協だより「きらり」での広報やチラシの見直しを実施した。在宅介護者の声を発信するため、大牟田市地域包括支援センター運営協議会に委員として出席している。

⑤車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障がい（児）者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延 95 人に無料で車椅子を貸し出した。

(貸出実績)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件数	11	6	5	2	11	6	15	4	9	3	12	11	95

(12) 障がい児･者福祉対策の推進

①障害者自立支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス（ホームヘルパー派遣）、移動支援（ガイドヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、の３事業を実施し、在宅生活を支援した。

障害者居宅サービス事業（ホームヘルプ）実績

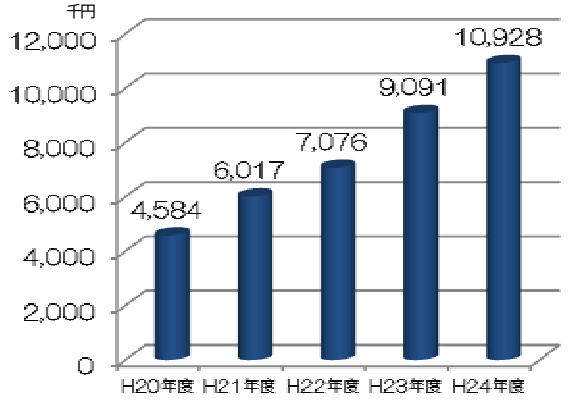

障害者移動支援事業（ガイドヘルプ）実績

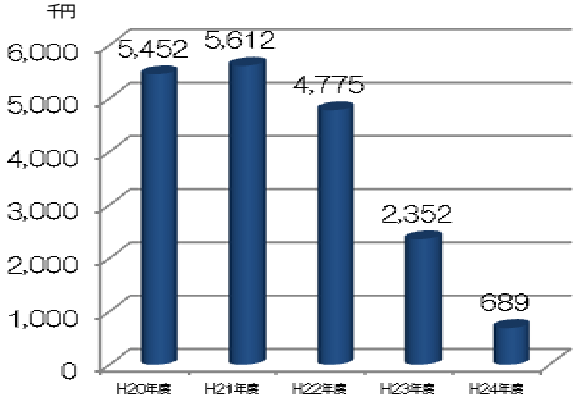

障害者訪問入浴サービス事業実績

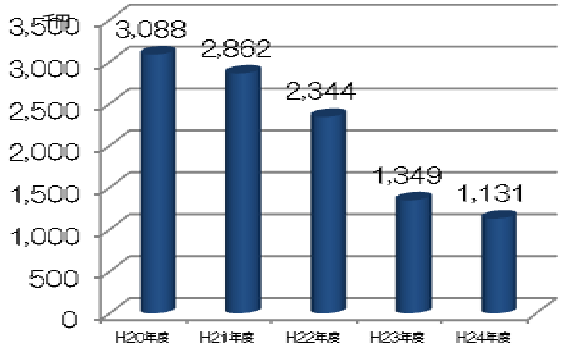

【平成 24 年度障害者
自立支援サービス事業の総括】

■居宅サービス事業では前年度実績より 1,837 千円増、事業件数については、233 件の増となった。これは、移動支援事業の一部である視力障がい者ガイドヘルプサービスが、居宅サービス事業（同行援護）へ移行したことが要因。

■移動支援事業では前年度実績より 1,662 千円の減となったが、これは、視力障がい者のガイドヘルプサービスが、居宅サービス（同行援護）へ移行したことによるもの。

■訪問入浴サービス事業では前年度実績より 219 千円減、事業件数も 23 件減となった。これは利用者減によるもの。当初目標は未達成。

※3 事業合計として、前年度実績と比較すると
44 千円収入減という結果となった。

(各年度事業実績)

事　業　名		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
障害者居宅サービス事業	収入（円）	4, 584, 032	6, 017, 141	7, 076, 318	9, 091, 037	10, 927, 730
	件数（件）	1, 745	2, 106	2, 092	2, 493	2, 726
障害者移動支援事業	収入（円）	5, 451, 986	5, 611, 926	4, 774, 662	2, 351, 593	689, 370
	件数（件）	1, 338	1, 374	1, 261	687	355
障害者入浴サービス事業	収入（円）	3, 087, 500	2, 861, 875	2, 343, 650	1, 349, 000	1, 130, 500
	件数（件）	351	327	262	142	119
総 合 計	収入（円）	13, 123, 518	14, 490, 942	14, 194, 630	12, 791, 630	12, 747, 600
	件数（件）	3, 434	3, 807	3, 615	3, 322	3, 200

②知的障がい児･者医療支援プロジェクト

平成 23 年 1 月に始動した“知的障がい児・者医療支援ニーズ調査プロジェクト”を発展継承し、平成 23 年 5 月に「知的障がい児・者医療支援プロジェクト」を立ち上げた。

知的障がい児・者は、その障がい特性や周囲の理解不足等により、医療機関を受診することが困難な現状がある。その課題を解決するため、知的障がい児・者を取り巻く医療に関するニーズを明らかにする調査を実施。その結果を調査報告書及び DVD にまとめ、保健師や民生委員・児童委員、特別支援学校、大牟田障害者協議会等を対象に、報告会を行ってきた。

平成 24 年度は、地域福祉活動者への報告会を行い、障がいへの理解を深めるとともに、医師会・歯科医師会の理事会において、このようなニーズがあることを報告し、課題解決に向けたパートナーシップ構築の第一歩を踏み出すことができた。

また、教育分野においては、知的な障がいを持つ生徒と接する機会の多い養護教諭・特別支援教育担当者を対象に報告会を開催した。いずれの報告会でも強い関心を寄せていただき、「もっと知りたい」という声も多数頂いた。

今後は、繋がることができた関係機関との連携をより一層深め、実践計画に基づき、医療機関・教育機関・当事者への働きかけを行うことで、具体的な解決へとつなげていく。

(プロジェクト会議及び報告会の実施状況)

日　程	プロジェクト会議及び報告会
4 月 24 日	第 13 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
5 月 16 日	社協ヘルパー研修会
5 月 26 日	駛馬南校区社協研修会
6 月　5 日	第 14 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
7 月 17 日	第 15 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
7 月 27 日	第 2 回　教育委員会との意見交換会
8 月　4 日	玉川校区社協福祉座談会
8 月 21 日	第 16 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
8 月 22 日	大牟田 MSW 勉強会
10 月　2 日	第 17 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
10 月 24 日	大牟田市歯科医師会理事会
11 月　7 日	大牟田市医師会理事会
11 月 27 日	第 18 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
12 月 18 日	第 3 回　教育委員会との意見交換会
1 月 22 日	第 19 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議
2 月　1 日	大牟田市養護教諭研修会
2 月 12 日	大牟田市特別支援教育担当者研修会
2 月 26 日	第 20 回　知的障がい児・者医療支援ＰＴ会議

(13) 総合相談事業の推進

①福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」でその解決を図るため設置しているが、平成 24 年度は相談依頼がなく、開催していない。

②行政書士による法務相談

毎月第 3 水曜日に行政書士による法務相談を実施し、家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に親身になって対応し、高度な対処法について無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。平成 24 年度実績は、49 件。

(相談件数)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
件数	8	5	2	9	－	3	8	2	2	6	4	－	49

③生活福祉資金貸付事業（県受託事業）

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、民生委員の協力のもと、借受世帯の自立に向けた指導、支援を行った。件数減の主な要因としては、リーマンショック後の失業者が緩やかながらも落ち着きはじめ、従来の形に戻ったものと思われる。

【相談受付件数】 365 件　　【貸付決定件数】 19 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
相談受付	25	31	27	37	27	28	23	23	23	48	31	42	365
貸付決定	0	2	1	3	2	0	0	1	0	3	3	4	19

④住宅手当緊急特別措置事業（市受託事業）

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

この事業を実施するに当たっては、市保護課やハローワークと連携し、「福祉から就労」支援事業を活用したり、必要に応じては本会が窓口である生活福祉資金貸付事業を併用しながら、当事者の支援にあたった。

【相談件数】　39 件
（うち面接相談 31 件、電話相談 8 件）
【申請件数】　8 件
【支給決定件数】　8 件
【就職決定者数】　6 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
相談受付	1	6	0	2	4	3	4	5	2	2	5	5	39
支給決定	0	1	0	0	0	2	1	1	1	0	1	1	8

（14）社協広報の充実

①広報紙「きらり」の発行

年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）、全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」を発行した。

②社協事務局通信「きらり」の発行

毎月 1 回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

③社協ホームページ（http://www.omshakyo-kizuna.com/）

社協の様々な活動・事業内容を紹介、また社協職員日記を毎日掲載した。

（15）ボランティアセンター充実強化

①ボランティア情報提供と啓発

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結ぶために、登録団体名簿・ボランティアニード情報誌を用いボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

（ボランティアセンター登録状況）

	22 年度	前年比（%）	23 年度	前年比（%）	24 年度	前年比（%）
グループ（団体）	52	96.3	35	67.3	51	145.7
個　　人（人）	61	26.5	16	26.2	29	181.2

②登録ボランティアの研修・交流

登録ボランティア団体同士の相互理解を深めることを目的に情報交換会を行った。このとき市内で活動されている「あんしん介護相談員」も参加されお互いの活動紹介を行った。また、フォローアップとして講師（福岡県ボランティアセンター　今村晃章さん）を迎え、ボランティア活動のスキルアップを目指し、研修会を実施した。このような取組が好評だったこともあり、平成25年1月にはボランティア登録団体・個人がお互いの活動状況を紹介し、登録団体同士の横のつながりをつくるため、ボランティア連絡協議会との共催でボランティア交流会を実施した。午前は演芸発表、午後は情報交換会を行い、和やかな雰囲気の中で参加者同士親睦を深めた。

③傾聴ボランティア養成講座

地域におけるコミュニケーションの希薄化が進む中、「心の豊かさ・心のケア」が求められる昨今、相手の気持ちに寄り添い、心を込めて話を聴く「傾聴ボランティア」を養成することにより、その悩みや寂しさの解消への一端を担うことを目的に平成24年10月16日（火）より６回にわたって「傾聴ボランティア養成講座」を開催した。修了後は新しく傾聴グループ「だんぼ」が結成された。

④障がい福祉総合ボランティア養成講座

障がいに対する理解を一層深め、当事者と地域との架け橋となっていただけるボランティアの養成を目的として、大牟田市障害者協議会及び障害者相談支援事業所との協働により、高校生を対象に出前講座を実施した。また、21・22年度受講者に対してフォローアップ研修を行った。

⑤おもちゃの図書館“くるりん”の支援

おもちゃの図書館“くるりん”に関わるボランティアを増やすために、平成24年11月10日より3回にわたって「おもちゃの図書館ボランティア養成講座」を実施した。

（開催状況）

開催日	11月10日	11月17日	11月24日
参加者	9名	9名	13名

⑥近隣災害ボランティアセンター支援事務局の設置

平成24年7月の九州北部豪雨災害時に、近隣災害ボランティアセンター支援事務局を立ち上げ、介護サービス事業者協議会、ボランティア連絡協議会、高校、企業等に被災地でのボランティア活動を依頼し、社協職員とともに延155名を派遣した。

〈派遣先：柳川市・うきは市・みやま市〉

（派遣実績）

日　付	派遣先	ボランティア活動者	延人数
7月18日～28日	柳川市	災害ボランティアセンター運営のため 社協職員1名派遣	11名
7月18日	うきは市	サ事協3名・社会人1名・社協2名	6名
7月19日	みやま市	ボラ連6名・サ事協2名・社協2名	10名
7月20日	みやま市	ボラ連1名・サ事協2名・社協2名	5名
7月21日	柳川市	三池工業野球部16名・誠修高校生徒5名・ 社協4名	25名
	みやま市	三池工業野球部32名・サ事協1名・社会人2名・ 社協1名	36名
7月22日	みやま市	三井化学1名・社会人5名・社協5名	11名
7月23日	みやま市	サ事協3名・九電5名	8名

7月24日	柳川市	サ事協２名・社協１名	3名
7月25日	柳川市	九電２名・サ事協３名・社協１名	6名
7月26日	柳川市	三池工業サッカー部24名・サ事協３名・社協１名	28名
7月27日	柳川市	サ事協２名	2名
7月28日	柳川市	サ事協３名・社協１名	4名

⑦ボランティア活動保険の加入状況

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

(加入状況)

	22年度	前年比（%）	23年度	前年比（%）	24年度	前年比（%）
加入者数	2,820	109	2,911	103	1,289	44

※加入者減の主な要因としては、保険加入対象者が社協関係者及び社協ボランティアセンター登録団体に限定されたことや大牟田市において市民活動補償制度が創設されたことなどが考えられる。

⑧サロン等サポーター養成事業（市受託事業）

「タブレットDE地域デビュー講座～人生に彩りを～」

大牟田市の超高齢化の現状をふまえ、インフォーマルなサービスの担い手の育成が急務であるとの認識から、これまで生活・介護支援サポーターを養成し、平成22年度より「キャロットサービス」（住民参加型在宅福祉サービス）を実施してきた。本サービスについては、依頼件数の急激な増加に対し、サービスを提供する協力会員の数が充分でない現状がある。特に男性の協力会員が足りておらず、庭木の剪定や家屋修繕といった男性メインの活動への対応が困難という課題がある。そこで男性の関心が比較的高いIT機器（高齢者でも操作が容易なタブレット）を活用し、「I（愛）」で地域をつなぎ、「T（Tea）：茶飲み場」の活性化を図るためタブレット端末（iPad）を活用して地域デビューに繋げる「サロン等サポーター養成講座（全８回）」を実施した。講座実施後、27名（男性：10名、女性：17名）の方がボランティア団体「タブレットDE楽しみ隊（愛称：タブレッツ）」を立ち上げた。

⑨成年後見活用講座

地域社会における権利擁護の推進を図るため、親族の成年後見人として活動しておられる方、ボランティアとして成年後見人の活動を考えておられる方を対象に平成21年度及び22年度に実施した成年後見活用講座と同じく大牟田市、大牟田市高齢者・障害者権利擁護連絡会、成年後見センター・リーガルサポート福岡支部と協働で開催した。

【開催期日】平成24年8月28日～平成24年9月25日の毎週火曜日　（全5回）
【研修内容】「成年後見制度」「社会資源」「対象者の理解」等
【修了者数】9名

⑩第4回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい“絆”セミナー～

市民一人ひとりが大牟田市の地域福祉の現状について認識を深めるとともに、自ら住んでいる地域に積極的に関わりを持ち、自助・互助・共助によるまちづくりをすすめていくことの重要性について理解を深めることで、地域住民の地域住民による、地域住民のための「支えあいの“絆”」を創造することを目的に開催した。

【日　時】平成25年2月2日〈土〉9：30 ～ 12：30
【場　所】大牟田文化会館小ホール
【主　催】大牟田市地域福祉大会実行委員会
【参加者】約400名
【内　容】［第１部］大牟田市社会福祉協議会 功労者表彰式典
（表彰の部）

■市社協役員・評議員（2 名）
■校区社協実践活動者・団体（37 名・1 団体）
■優良校区社協（倉永校区社協）
■ボランティア活動団体（1 団体）
（感謝の部）
■市社協役員・評議員（1 名）
■校区社協実践活動者（56 名）
■ボランティア活動団体（1 団体）
■善意銀行高額寄付者・団体（7 名・2 団体）
■その他特に認めるもの（1 団体）
［演　舞］くぬぎ保育所園児による「エイサー踊り」
［第２部］基調講演　「自立した地域づくり～『やねだん』の取り組みから学ぶ」～
（講師）鹿児島県鹿屋市串良町柳谷町内会
会長　豊重　哲郎さん

(16) 福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

①講師派遣

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、視覚・聴覚障がい者の人などを講師（ゲストティーチャー）として派遣。また、点字の指導には点訳奉仕大牟田むつき会を派遣した。

（派遣状況）

	22 年度	前年比（%）	23 年度	前年比（%）	24 年度	前年比（%）
派遣件数	32	82	34	106	25	74

②機材貸出

福祉教育に用いてもらうため、小・中学校や事業所に高齢者疑似体験セット・車椅子・アイマスク・白杖・ビデオ等を貸し出した。

(17) 大牟田善意銀行の啓発強化

一般寄付金の 3 ヵ年の推移

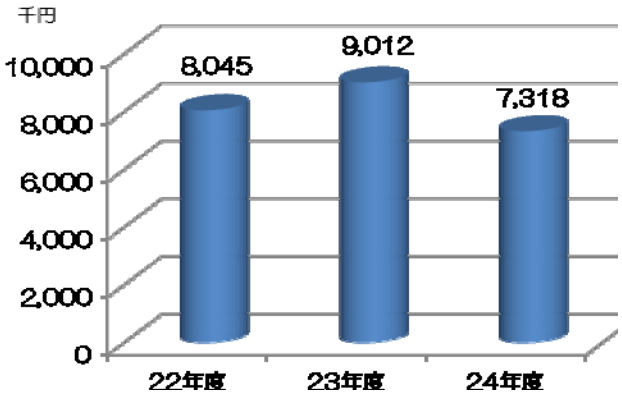

賛助会員会費の 3 ヵ年の推移

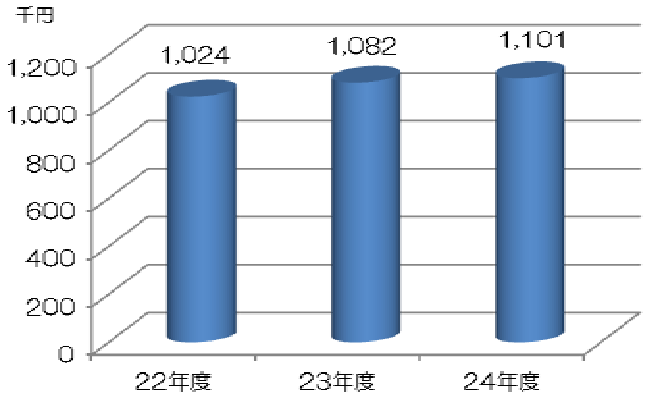

（寄付金等預託状況）

		22 年度	前年比(%)	23 年度	前年比(%)	24 年度	前年比(%)
一般寄付金	件数（件）	459	106. 7	462	100. 7	408	88. 3
	金額（円）	8, 044, 998	103. 3	9, 011, 791	112. 0	7, 317, 789	81. 2
物品寄贈件数		16	123. 1	21	131. 3	21	100

(賛助会員数等の推移)

	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)	24年度	前年比(%)
会員数 (個人・団体)	473	114.5	426	90.1	403	94.6
金　額（円）	1,024,000	137.4	1,081,500	105.6	1,101,000	101.8

(18)　市立病院ほっとスペースの運営

平成25年1月16日より、コンビニ機能とリビングダイニング機能を兼ね合わせたお客様に「ほっ」としていただける温かい多機能空間を目指し、社会福祉協議会の特性を最大限に生かしたサービスの提供を行うことを目的に「ほっとスペース」を開設した。

①市立病院ホスピタルローソン

市立病院で運営していたショップの機能を充実し、利用者の利便性を高めるため、大手コンビニエンスストア「ローソン」とフランチャイズ契約を締結し、平成25年1月16日に「ホスピタルローソン大牟田市立病院店」として運営を開始した。

②食事処ほっとリビング

食の安全第一をモットーに、家庭料理の手作り感を大切にした「日替りヘルシーランチ」と「日替わり具だくさんスープ」の２種類を提供。また、ホスピタルローソンでお弁当などを購入された方にも気軽に利用していただけるよう、イートインコーナーとしても活用。加えて、今後ボランティアの協力を得て、“プラス１サービス”として手話講座・傾聴カフェなどのための快適な空間づくりに努めていく。

(ほっとスペースオープンへ向けての主な経緯について)

期　　日	内　　容
5月15日	大牟田市立病院売店等運営事業者選定に係る説明会出席
6月15日	企画提案書提出
7月18日	大牟田市立病院売店等運営事業者選定に係る試食・プレゼンテーション実施
7月23日	大牟田市立病院売店等運営事業者決定通知受領
10月16日	ローソンとのフランチャイズ契約締結
11月10日	大牟田市立病院旧レストランスペース改装工事着工
12月26日	大牟田市立病院旧レストランスペース改装工事完了
1月16日	大牟田市立病院「ほっとスペース」オープン

(19) 総合福祉センターの運営

①総合福祉センター利用状況

	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)	24年度	前年比(%)
会議室等利用件数	1,030	126.8	1,348	130.9	1,336	99.1
会場使用料収入(円) ①	4,452,543	125.7	4,592,967	103.2	3,455,730	75.2
ﾍﾙｽﾄﾛﾝ利用者数	13,816	120.0	14,250	103.1	15,122	106.1
ﾍﾙｽﾄﾛﾝ利用収入(円) ②	1,381,600	120.0	1,425,000	103.1	1,512,200	106.1
収入合計(円) (①+②)	5,834,143	124.3	6,017,967	103.2	4,967,930	82.5
会議室等年間利用者数	41,508	135.4	44,863	108.1	43,617	97.9

※平成24年度は用途変更に伴う賃貸契約団体の減少及び減免団体の利用増加等に伴い、減額となった。

②絆けんこう教室

総合福祉センター利用者や近隣の地域住民を対象に、毎週月曜日、多目的ルームで「絆けんこう教室」を開催した。毎回、多彩な講師（ボランティア）を招いて、「絆けんこう教室」を実施し、平成24年度は年間延483人が参加した。

(参加者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	45	26	73	30	30	35	55	45	30	44	49	21	483

③総合消防訓練

平成25年2月21日木曜日の午後、利用者がいる時間帯に、ボランティア連絡協議会と合同で総合消防訓練を実施した。社協職員は自衛消防隊をはじめとし、それぞれの役割分担（初期消火班・避難誘導班・非常持出班・救助班）に分かれ、センター利用者を西側非常階段より駐車場へ避難させた。また、逃げ遅れた人を想定し、3 階ベランダからの「はしご車」による救出訓練も行った。避難訓練後、水消火器の実演や火災だけでなく「水害」に関する講習も行われ、総勢約 70 名の参加のもと実践的な消防訓練を行った。

(20) 共同募金運動の取組み

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

①赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金実績

共同募金実績３ヵ年の推移

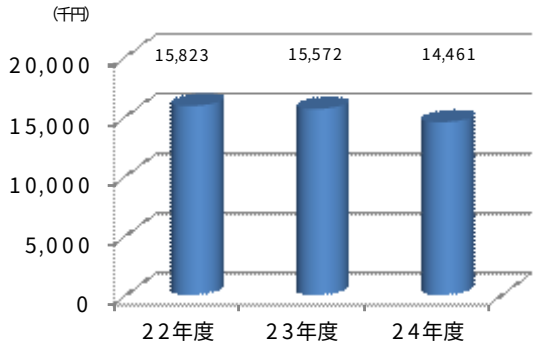

歳末たすけあい募金実績３ヵ年の推移

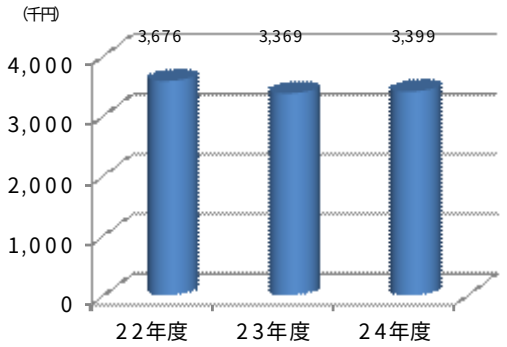

(単位：円)

	22年度	前年比（%）	23年度	前年比（%）	24年度	前年比（%）
赤い羽根共同募金	15,823,021	95.7	15,572,036	98.4	14,461,125	92.9
歳末たすけあい募金	3,675,789	98.8	3,368,966	91.7	3,399.353	100.9

②共同募金配分委員会の活動

赤い羽根共同募金大牟田市支会においては、平成22年度より市民からの浄財をより公平公正に配分するために配分委員会を設置し。昨年度より従来より配分を受けていた福祉団体だけではなく新たに全市的、先駆的な福祉活動に取り組む福祉団体等も配分対象とした。

福祉団体等の配分申請に基づき配分委員会で審査を行ない、19小中学校及び15の福祉団体等へ平成25年度事業費として総額3,056,130円の配分が決定した。

(配分決定額)

団　体　名	事　業　名	配分交付額
【福祉教育推進校】		
延命中学校	総合的な学習の時間「学びの旅」	３０，０００円
白光中学校	福祉教育推進事業	２８，６００円

歴木中学校	福祉体験活動	２４，０００円
田隈中学校	福祉教育推進事業	３６，０００円
米生中学校	独居高齢者宅訪問	２０，０００円
駛馬南小学校	総合学習福祉教育	２１，２５０円
駛馬北小学校	福祉教育推進事業	４８，７７０円
笹原小学校（Ｈ２５　天原小）	福祉教育推進事業	２２，５００円
大牟田小学校	地域の高齢者とともに	１５，０００円
平原小学校	児童への福祉教育（高齢者との交流）	３５，０００円
銀水小学校	福祉教育推進事業	２７，５５０円
羽山台小学校	高齢者・障害者との交流を通した福祉教育	４５，０００円
三池小学校	福祉教育推進事業	３７，０００円
吉野小学校	福祉教育推進事業	３３，０００円
倉永小学校	高齢者・障害者交流、疑似体験	３４，５００円
手鎌小学校	地域ボランティアの活性化	３０，０００円
大正小学校	ふれあい交流福祉事業	７０，０００円
中友小学校	ESD 推進事業（持続発展的福祉教育）	３０，６５０円
玉川小学校	「体験からの学び」を大切にする福祉教育の推進	５０，０００円
福祉教育推進事業　　合計		６３８，８２０円
【福祉団体及びＮＰＯ法人等】		
老人クラブ連合会	教養事業費	１４５，０００円
民生委員・児童委員協議会	各種研修事業費	４６５，０００円
身体障害者福祉連合会	社会参加促進事業	２５０，０００円
障害児童生徒育成会	学習講演会	３０，０００円
母子寡婦福祉会	親子ふれあい事業	１００，０００円
サンアビ祭実行委員会	パラリン＆サンアビ祭り	１００，０００円
ボランティア連絡協議会	情報交換の場づくり	８０，０００円
大牟田朗読の会	録音音声図書の製作	４５，０００円
要約筆記のぞみの会	聞こえのサポーターミニ講座	４５，０００円
大牟田むつき会	視力障害者のための点訳奉仕	４５，０００円
おおむた手話の会ありあけ	「ありあけ」創立４０周年記念事業	１００，０００円
おもちゃの図書館くるりん	おもちゃの図書館ボランティア養成事業	３０，０００円
心をつなぐ会	障害児・者の医療の充実と啓発	１５８，５７５円
ＮＰＯ法人よかよかﾈｯﾄﾜｰｸ	移動販売「よらんカー」	８９，０００円
ＮＰＯ法人わいわいまちづくりﾈｯﾄﾜｰｸ	障害のある子もない子も高齢者も若者も地域住民も観光客も一緒にできるふれあいの場所づくり	１８２，５５０円
大牟田市社会福祉協議会	グラウンドゴルフ大会・広報紙発行等	５５２，１８５円
福祉団体等　　合計		２，４１７，３１０円

③赤い羽根自動販売機の増設

共同募金運動の重点項目として自動販売機の飲み物を購入すると売り上げの一部が赤い羽根共同募金に寄付される「赤い羽根自動販売機の増設」に取り組んだ。既存の 10 台の自動販売機に加え、事業所や高等学校の協力を得て新たに 3 台の自動販売機が設置された。

④第3回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会＆社協“絆”フェスティバルの開催

赤い羽根共同募金の普及、啓発を目的に、22 校区の地域住民を対象に「赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会」を開催した。

また、地域社会における人々の「支えあいの絆」を深めることにより、子ども・高齢者・障がい者にやさしい大牟田のまちを創造していくとともに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」の実現に寄与するために「社協“絆”フェスティバル」を開催した。

【日　時】平成 24 年 9 月 15 日（土）

【会　場】諏訪公園　文化交流ゾーンイベント広場　【参加者】約 2,000 人

【内　容】■赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会

■社協“絆”フェスティバル

■子育てきらりフェスタ

■東日本大震災復興支援みちのく物産展
【主　催】　赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバル実行委員会
【協力団体】大牟田市グラウンドゴルフ協会・大牟田レクリエーション協会　ほか

(21) 日本赤十字大牟田市地区業務の取組み

①日赤募金（一般社資）実績の推移

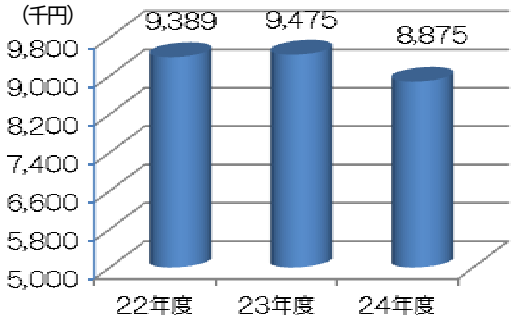

(単位:円)

	22 年度	前年比 (%)	23 年度	前年比 (%)	24 年度	前年比 (%)
日赤募金（一般社資）	9, 113, 593	95. 9	9, 249, 787	101. 5	8, 629, 984	93. 2
日赤募金（法人社資）	275, 000	91. 7	225, 000	81. 2	245, 000	108. 9
計	9, 388, 593	95. 8	9, 474, 787	100. 9	8, 874, 984	93. 7

②平成24年度　校区の献血実績について

区　　分	受 付 者（人）	献 血 者（人）	不　適（人）
地　域（校区22回　LC３回　JC２回）	2, 789	2, 183	606
職域別（２９回）	1, 623	1, 336	287
学域別（ ７回）	608	486	122
街　頭（イオンモール大牟田１２回）	1, 137	859	278
合　　計	6, 157	4, 864	1, 293

(22) 各種寄贈及び助成について

平成 24 年 5 月、聴覚障害者福祉協会よりシュレッダーの寄贈を受けた。さらに、平成 25 年 1 月、日本財団より福祉車両の助成を受けた。

(23) 職員研修の取組み

①全職員研修

日　　程	講　　師	研　　修　　内　　容
4 月 26 日	大牟田市社会福祉協議会 馬場　朋文、村上　英美	平成 24 年度事業計画・予算について
5 月 24 日	大牟田市社会福祉協議会 馬場　朋文	対人援助について（事例検討）
6 月 28 日	大牟田市社会福祉協議会 各担当主査、主任	平成 23 年度事業報告・決算について
8 月 23 日	山口県共同募金会 久津摩　和弘氏	ファンドレイジングの基礎概念について
9 月 27 日	大牟田市社会福祉協議会 宮園　一子	赤い羽根共同募金運動について
11 月 22 日	大牟田市社会福祉協議会 平塚　充昭	職場の人権について

12 月 20 日	大牟田市障害者協議会 事務局長　大場　和正氏	障害学
1 月 29 日	熊本県ボランティアセンター 所長　江口　俊治氏	災害ボランティアセンターの機能と 社会福祉協議会の役割について
2 月 28 日	大牟田市消防本部　職員	救命救急講習 （心肺蘇生法及びAED 操作方法）
3 月 28 日	大牟田市社会福祉協議会 前田　佳宏、内野　周一	①日常生活自立支援事業における専門員養成の課題について ②住民主体のまちづくりの現状と今後の展開 ～大牟田市における地域福祉活動の充実に向けて～

②ホームヘルパー研修

日　　程	講　　師	研　　修　　内　　容	参加者
4 月 18 日	大牟田市社会福祉協議会 内田　勉	大牟田市社会福祉協議会の概要① ～東日本大震災復興支援活動について～	30 名
5 月 16 日	大牟田市社会福祉協議会 内田　勉	大牟田市社会福祉協議会の概要② ～知的障がい児・者医療支援プロジェクト～	28 名
6 月 20 日	大牟田市社会福祉協議会 ボランティアセンター	大牟田市社会福祉協議会の概要③ ～住民参加型福祉サービス他～	27 名
7 月 18 日	大牟田市役所　生活衛生課 中山　良枝氏	家庭における食中毒予防 ～家庭でできる食中毒予防のポイント	25 名
8 月 22 日	大牟田市社会福祉協議会 中村　由美	食育講座 ～糖尿病の食事療法～	23 名
9 月 24 日	大牟田警察署 江口 交通係長	交通安全講座	22 名
10 月 17 日	大牟田市社会福祉協議会 宮園　一子	赤い羽根共同募金運動について	24 名
11 月 21 日	大牟田市消防署 消防署職員 4 名	ヒヤリ救急救命！ ～AED の使い方と救急救命～	25 名
12 月 19 日	大牟田市市民生活課 石丸　美穂子氏	だまされない！ ～高齢者を狙う悪質商法撃退法～	23 名
1 月 23 日	大牟田市保健福祉部 甲斐田　みゆき氏	秘密保持の原則について ～個人情報保護の視点から～	24 名
2 月 20 日	大牟田市長寿社会推進課 友添　奈津紀	認知症になっても大丈夫 ～明日のあなたのために～	28 名
3 月 21 日	大牟田市社会福祉協議会 永井　小夜子	リスクマネジメント ～ヒヤリハットと事故報告～	26 名

(25) 東日本大震災復興支援についての取組み

平成 23 年 3 月 11 日、東日本にて未曽有の巨大地震が発生。この直後からテレビや新聞等で流れたあまりにも被災地では「支援される側の立場に立った、本当に必要な支援」を行い、また、そこで学んだ「地域のコミュニティづくり」を大牟田に活かすために、「東日本大震災復興支援～絆～プロジェクトおおむた」は本年度も、南三陸町を中心とした支援活動を展開した。

①絆ベンチの活用

被災地における「絆」づくりを支援するコミュニティの創造を実行していくために、そのツールとして塩害杉を活用した「絆ベンチ」を被災地の木工所で製作し、仮設住宅や共同農園、診療所やバス停に寄贈・設置することで、「雇用の創出」「集いの場づくり」に寄与。絆ベンチを寄贈した。

仮設住宅においては、ベンチに集う会が仮設住民から自発的に発足し、「藤の会」「Ba-Ba ドール」など命名され、人と人をつなげる絆ベンチとして喜ばれている。

ベンチの設置は、南三陸町社会福祉協議会運営の被災者生活支援センターと共同で実施した。24 年度は、

福岡県の助成で50セット、中央共同募金会の助成で32セットを製作・贈呈した。

②観光支援の取組み

震災の影響で観光客が少なくなった宮城県松島町の観光を支援するとともに、大牟田市内において支援活動の拡大を図っていくものとして、宮城県松島町で夏に行われる「瑞巌寺灯道」、秋の「松島紅葉ライトアップ」と、大牟田の祭り「三池光竹」をコラボレーションし「灯籠コラボレーション」を開催した。

今回の取り組みでは「私にもできる支援、大牟田にいてもできる支援」として、広く大牟田市民に協力を呼びかけた。灯籠製作・現地設置には大牟田市のＮＰＯ法人おおむた・わいわいまちづくりネットワークと三池光竹実行委員会の協力を得、また、松島を訪れる観光客の皆さんに配布する鶴1,000羽を折り紙愛好者を始め地域のサロン等に集う皆さんに折っていただいたり、観光客に配布するはがきに貼る押し花シールを押し花作りの指導者及び門下生に作成していただいたことで、大牟田市内において支援活動への参加者が拡大した。

松島においては、来場者数が当初予想の10倍に膨れ上がるほどの大盛況であった。

灯籠の高い芸術性と、遠い九州から支援に駆けつけたボランティア精神に、多くの方が賞賛と感謝の言葉をかけられた。

また、南三陸町歌津からの要請を受け、松島に飾った灯籠を活用して、歌津の海岸沿いにある商店街前において「3・11　竹灯籠　鎮魂の夕べ」を開催した。

③物産品販売支援

定価買い取りと送料負担による、継続的な被災地物産品の販売支援は、「福幸袋」のネーミングの浸透とともに、徐々にイベント会場や市社協窓口での個人購入だけでなく、企業やサークルのイベント景品、退院祝いや香典返しの品としての購入も始まり、支援活動の広がりが感じられる。

また、これまでに築いた被災地と大牟田との信頼関係から、オリジナル商品開発も始めた。「経木メモ帳」「ネームストラップ」「繭玉人形」など、被災者が新たな生活の糧として取り組める程になりつつある。24年度の売上総額は2,793,630円になる。

④啓発活動

いつまでも大震災のことを忘れずに、継続的な支援を呼びかけるとともに、コミュニティの大切さの啓発、災害時の備えやコミュニティの必要性を啓発するものとして、活動報告会を行っている。学童保育所や中学校、民生委員児童委員の研修会のほか吹奏楽団の定期演奏会などで、計15回実施した。

７月に報告会を開催した大牟田市内の中学校が、11月に2泊3日の生徒・職員被災地研修を実施（プロジェクト派遣員が同行案内）という展開もみられた。

(26) 福祉バス及びリフト付きバスの運行

福祉団体等の福祉増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。また、福祉行事のための荷物等を運般する軽トラックの貸出も実施した。

	22年度		23年度		24年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス利用状況	83	1,896	77	1,851	98	3,331
軽トラック利用状況			6		3	

(27) 他都市よりの視察状況

月　　日	視察受入	研修内容
7月　4日	宗像市赤間西地区福祉会	校区社協活動について
7月11日	曽於市社協	地域福祉活動について
7月20日	佐賀市巨勢校区社協	校区社協活動について

7 月 20 日	日向市東郷地区民児協	校区社協活動について
7 月 27 日	宮若市社協	地域福祉活動について
8 月 23 日	別府市社協	地域福祉活動について
11 月 7 日	佐賀市日新校区	校区社協活動について
11 月 9 日	柳川市城内校区社協	小地域ﾈｯﾄﾜｰｸ活動について
12 月 11 日	菊陽町社協	地域福祉活動について
2 月 28 日	新宮町社協	意見交換会
3 月 8 日	周南市東富田地区社協	校区社協活動について
3 月 18 日	糸島市怡土公民館	校区社協活動について